

# Ⅲ 基本計画



# 第1章 安全で快適な都市機能・都市基盤づくり

## 第1節 土地利用

### 現状と課題

本市の土地利用状況は、西鉄天神大牟田線沿いの市街地と宝満川流域の平坦部に広がる農地に大別されます。

西鉄天神大牟田線沿線は交通利便性から市街地開発による都市化が進む一方、宝満川流域には田園風景が広がっています。新市街地のニュータウン地区では、低層、低密度の良好な住宅地が形成されていますが、既成市街地では、他の用途との混在、敷地の狭小化、狭あい道路等の問題を解消することなどが必要であり、地域の状況に応じたゆとりある住環境の形成を図ることが必要です。

本市は全域が都市計画区域（区域区分あり）に指定されており、そのうち市街化区域が17.1%、市街化調整区域が82.9%を占めています。また、市域の81.6%が農業振興地域であり、このうち46.9%が農用地区域に指定されています。

今後は、宝満川右岸と左岸の人口格差や基盤整備の進捗状況など、地域間のアンバランスの是正と、福童まちづくり事業及び幹線道路の早期完成を目指す必要があります。また、市域の均衡ある発展を図るため、土地利用のあり方を検討するとともに、都市計画法第34条11号<sup>\*</sup>及び12号<sup>\*</sup>の区域指定を活用し集落の活性化を図る必要があります。さらに、地域住民と協働のまちづくりを推進することにより、地区計画制度<sup>\*</sup>や建築協定<sup>\*</sup>を導入し、居住環境の維持・向上を図ることが必要です。

### 土地利用に関する法適用状況

(平成19年5月現在)

地域・地区	指定年月日		面積 (ha)	根拠法
	当初	最終		
都市計画区域	昭和34年7月22日	平成19年4月25日	4,550	都市計画法
市街化区域	昭和46年9月14日	平成19年4月25日	776	
市街化調整区域	昭和46年9月14日	平成19年4月25日	3,774	
用途地域	昭和44年5月10日	平成19年4月25日	776	
農業振興地域	昭和47年10月26日	平成19年4月25日	3,712	農業振興地域の整備に関する法律
農用地区域	昭和48年11月15日	平成16年9月2日	1,741	
地域森林計画対象民有林	昭和37年7月2日	平成16年4月1日	97	森林法

### 基本目標

市域全体の発展を展望した土地利用のあり方を検討し、地域間のバランスがとれたまちづくりを進めます。

施策の体系

1-1 土地利用

1-1-1 市街化調整区域における整備と保全

1-1-2 交通利便性を活かした土地利用

1-1-3 拠点的土地利用の推進

1-1-4 地域の特性を活かした土地利用

1-1-5 地籍調査の推進と活用

1-1-6 計画的な土地利用の推進

主要施策

1. 市街化調整区域における整備と保全

市街化調整区域における都市的土地利用については、市街化を抑制しつつ、一定の条件に適合する場合、開発の規制を緩和し、土地利用を図ります。なお、福童地区を含む市街化区域に近接する既存集落を、県条例に基づく都市計画法第34条11号<sup>\*</sup>区域に指定します。また、大規模既存集落に指定されている松崎地区、味坂地区を同法第34条12号<sup>\*</sup>区域に指定します。

また、市街化調整区域内においても地域の特性に合ったまちづくりを進め、自然環境と調和を図りながら地域のニーズに合った土地利用を図れるよう、「市街化調整区域の整備及び保全の方針」の策定を検討します。

2. 交通利便性を活かした土地利用

筑後小郡インターチェンジ周辺、鳥栖ジャンクション周辺地域及び主要な幹線道路沿いの交通利便性を活かした商業・工業機能の集積や企業立地が可能な土地利用を図ります。

3. 拠点的土地利用の推進

地方拠点都市法に基づいて指定された地区については、地域の特性を活かした拠点的土地利用に努めます。

4. 地域の特性を活かした土地利用

地区計画制度<sup>\*</sup>や建築協定<sup>\*</sup>の導入を図ることにより、地域ごとの特性に応じたきめ細かな計画を地域住民との協働で策定していきます。

5. 地籍調査の推進と活用

事業の推進、早期完了を図るために業務の外注化の導入を推進します。また、国土調査成果を基にした地理情報システムの構築を図り、関係行政業務への利活用と事務作業の効率化を推進します。

6. 計画的な土地利用の推進

平成20年に策定された第2次小郡市国土利用計画に基づき、周辺の自然環境や生活環境と調和した開発計画を支援するなど、計画的な土地利用を進めます。

また、市街地整備事業を進める場合は、計画的な市街地形成の誘導及び無秩序な市街化の抑制に留意して行います。

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
市街化区域内で建築協定 <sup>*</sup> の締結や地区計画 <sup>*</sup> を導入した地域の地区面積	62.8ha	70.0ha
市街化調整区域内で建築協定の締結や地区計画を導入した地域の地区面積、福岡県条例に基づく都市計画法第34条11号 <sup>*</sup> 、12号 <sup>*</sup> による区域指定地区面積	16.5ha	170.0ha
国土調査完了区域の面積	18.07km <sup>2</sup>	21.43 km <sup>2</sup>

## 「成果指標」とは

- ◆第5次総合振興計画では、まちづくりの達成状況を市民が実感できるように、新たに各分野項目（節ごと）に「成果指標」を設定しています。「成果指標」とは、計画を推進した結果どうなったのかという計画の進捗状況を客観的に把握するためのものです。その結果を分析し、適宜見直しを行いながら計画を推進していきます。
- ◆平成21年度の実績を基準値とし、前期基本計画の最終年度である平成27年度の目標値を設定しています。



## みんなでとりくむまちづくり



- ①地区計画や建築協定など地域の特性を活かした土地利用を行うため、積極的にワークショップなどに参加しましょう。

## 「みんなでとりくむまちづくり」とは

- ◆将来像である「人が輝き、笑顔あふれる快適緑園都市・おごおり」を実現するためには、「市民との協働によるまちづくり」が不可欠です。そこで第5次総合振興計画では、新たに各分野項目（節ごと）に市民の皆さんに取り組んでいただきたい内容を、「みんなでとりくむまちづくり」として掲載しています。
- ◆まずは身近な項目から取り組みを始め、市民・地域・行政が一体となって、まちづくりを進めていきましょう。

## 第2節 道路・交通網

### 現状と課題

本市は市内東部と西部隣接地にそれぞれ高速道路のインターチェンジを持ち、2本の鉄道路線に12の駅を有する、交通利便性に優れた地域です。

道路交通量は、インターチェンジや住民の増加、工業団地等の経済の進展により増えていますが、鉄道により市内の幹線道路が分断されているため、朝夕のラッシュ時を中心に交通渋滞が発生しており、その解消のために幹線道路の整備などに積極的に取り組んできました。特に、南北の主要幹線である原田駅東福童線（旧原田駅大崎線）の一部大崎までが開通し、南北の交通の利便性が向上しました。

今後は、県道久留米小郡線バイパスの東福童までの早期完成と朝夕のラッシュ解消のため県道本郷基山線、県道鳥栖朝倉線の早期完成が求められます。市道については、市域の全体的な道路交通網の強化を図る必要があります。

橋梁については、老朽化による崩落事故が懸念されるため、日常的な点検や維持補修、また、必要に応じて架け替えを検討していく必要があります。

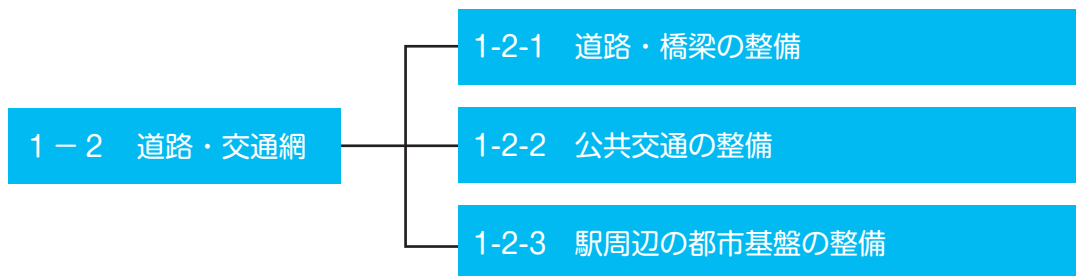
都市計画道路については、長期未着手路線が複数存在しています。当初の都市計画決定から社会・経済状況が大きく変化し、当時と今日においてその必要性や位置付けに隔たりが生じています。そのため、長期未着手路線に対する都市計画道路の見直しが必要となっています。

コミュニティバスについては、利用率と利便性の向上のため運行本数や路線等を含め、根本的に見直しを行う必要があります。

### 基本目標

朝夕のラッシュが緩和されるよう、市域内の道路整備を計画的に進めます。また、コミュニティバスの利便性を高め、西鉄天神大牟田線、甘木鉄道ともに施設の改善やバリアフリー<sup>\*</sup>化を促進し、駅周辺の都市基盤の整備を進め、市民が安全で快適な生活が送れるようにしていきます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 道路・橋梁の整備

##### (1) 国道・県道の整備

県道本郷基山線の西鉄天神大牟田線との立体交差事業の早期完成を推進するとともに、将来の県道久留米小郡線バイパスとなる、原田駅東

福童線の未整備区間（宝満川右岸堤防道路）や県道鳥栖朝倉線のバイパス整備等、幹線道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図ります。

(2) 市内道路の整備

現在2期区間を事業中である下町西福童16号線は、事業の進捗状況を見ながら3期区間に着手し、計画区間、県道鳥栖朝倉線～国道500号間の早期完成を図ります。また、道路改良など計画的に道路整備を進めることにより、安全で快適な利便性の高いまちづくりに努めます。

(3) 橋梁の整備

橋梁の老朽化による崩落事故が懸念され、本格的な橋梁の点検が必要なため、外部委託により橋梁点検を行い、適正な橋梁整備を検討します。

また、端間自歩道橋の早期完成を目指します。

(4) 都市計画道路の見直し

計画区域の権利者が長期間にわたって権利制限を受けている問題を解決しながら、適切な土地利用を図ります。また、都市機能の維持等を踏まえつつ、広域的な視点から道路網を調査・研究し、都市計画道路の検証や見直しを行います。

2. 公共交通の整備

(1) 鉄道輸送の充実

西鉄天神大牟田線については、各駅のバリアフリー\*化を要請するとともに、三国が丘駅においては、自由通路と合わせてエレベーター設置を推進します。

西日本鉄道に対しては、特急や急行の停車を要望していくとともに、甘木鉄道に対しては、運行の安全確保と利便性の向上に向けた計画的な施設整備を求めています。

(2) バス輸送の充実

子どもや高齢者、障害者などの交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支えるため、コミュニティバスの運行内容を再検討し、日常の交通手段としての役割を十分果たせるよう利便性の向上に努めます。

3. 駅周辺の都市基盤の整備

端間駅、三国が丘駅周辺など、西鉄天神大牟田線各駅周辺の市街地において、地域特性に応じた都市基盤の整備を図ります。

また、三国が丘駅西側駅前広場については、簡保レクセンター跡地の開発計画と連動しながら整備を推進します。

成果指標

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成27年度目標
県事業による道路整備進捗率 (事業費ベース、累積)	本郷基山線 : 50.2% 鳥栖朝倉線バイパス : 36.9% 久留米小郡線バイパス : 52.1%	本郷基山線 : 100% 鳥栖朝倉線バイパス : 100% 久留米小郡線バイパス : 100%
下町西福童16号線の事業進捗率 (事業費ベース、累積)	62.5%	100%
5 m以上の橋梁点検数	0橋 / 155橋	155橋 / 155橋
三国が丘駅エレベーター設置数	0基	4基
鉄道・バスなどの利便性の向上に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	45.9%	50.0%
コミュニティバスの1日当たり平均利用人数	186人	300人

みんなでとりくむまちづくり

- ①可能な限り、環境にやさしい公共交通機関を利用しましょう。
- ②コミュニティバスを積極的に利用し、利用者の声を届けましょう。

## 第3節 交通安全・防犯対策

### 現状と課題

本市の市道延長は559km、内舗装済が459km（82%）、未舗装が100km（18%）あり、舗装改修は地域の要望に沿って行っています。道路側溝についても毎年改修を行っており、併せて歩道のバリアフリー\*化にも取り組んでいます。ガードレールやカーブミラーについても、年次的に設置しています。

交通安全意識の高揚は、小郡三井地区交通安全協会などの関係団体と連携して啓発活動を行っています。

防犯対策については、平成18年度に小郡市安全安心のまちづくり条例を制定し、青色回転灯付きパトロールカーを導入しました。小郡地域防犯活動推進団体に対し貸出しを行い、見守り活動などが行われています。平成22年度からは生活安全専門員を配置し、防犯体制の強化を図っています。また、街路灯、防犯灯についても年次的に整備を行い、犯罪の予防や夜間通行の安全確保に努めています。特に、平成13年度から15年度にかけては547基の防犯灯を設置しました。

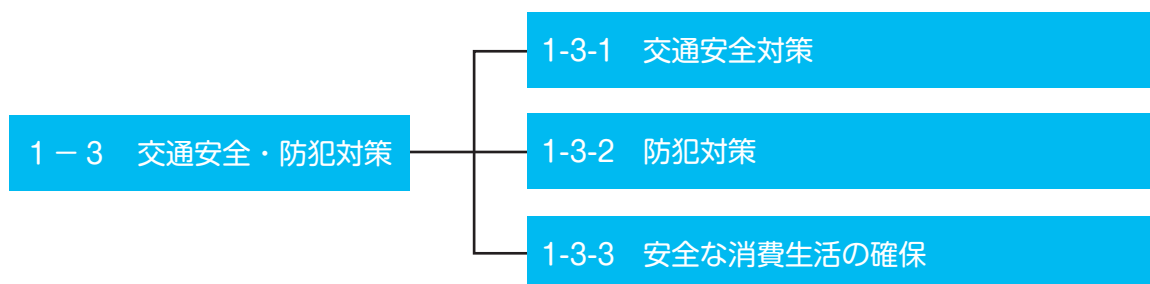
今後は歩道等のバリアフリー化や道路危険箇所の解消を進める必要があります。また、交通安全意識の向上のため、市民一人ひとりが交通マナーを守る教育が望まれます。さらに、防犯体制の強化のため地域の連携は重要な要素で、特に新興住宅街での地域コミュニケーションの深化を図る必要があります。

また、近年では悪質商法などによる消費者問題も深刻化しています。このようなトラブルから消費者を保護するために、消費生活の基礎知識の普及や早期段階での相談なども必要です。

### 基本目標

あらゆる機会を捉えた交通事故防止対策と市民との協働による防犯活動を行い、事故・事件の少ない安全・安心なまちを実現します。また、歩道等のバリアフリー化や道路危険箇所の整備を進め、日常生活を快適に送ることができるよう努めます。

### 施策の体系





主要施策

1. 交通安全対策

(1) 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、関係機関と連携を図り、歩道の設置、道路の拡幅など地域からの要望を含め、緊急性、重要性に応じて道路の整備や舗装改修、側溝整備を行います。交通の安全のため、引き続きガードレールやカーブミラーについても整備を行います。

また、歩道の路面改修や段差の解消などのバリアフリー<sup>\*</sup>化に引き続き取り組みます。さらに、危険箇所の解消やスムーズな排水を計画的に推進します。

(2) 交通安全意識の高揚

高齢者に対する交通事故抑止に関する啓発や活動を中心として、市民一人ひとりが交通マナーを守る教育や取組みを推進します。また、子どもたちの交通事故を未然に防ぐため、学校での交通安全教育の強化を図ります。

(3) 交通災害救済対策の充実

交通事故発生当事者の精神的な支えとなるとともに、交通災害被害者のため交通事故相談の充実を図ります。

2. 防犯対策

(1) 防犯体制の強化

地域の防犯団体の設立を支援するとともに、青色回転灯付きパトロールカーの積極的な活用を促し、近隣市町と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、住民に対し、防犯情報発信防災メール「まもるくん」への登録を促します。

さらに、青少年の健全育成を図るため、学校や家庭、地域と連携し、社会環境浄化の活動を支援します。

(2) 防犯施設の整備・拡充

犯罪の予防や夜間通行の安全を確保するため、街路灯、防犯灯の整備を推進します。

3. 安全な消費生活の確保

さまざまな悪質商法や多重債務問題について、関係機関と連携し教育・啓発活動に努めます。また、消費者が気軽に相談できるよう、相談窓口業務の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
防災メール「まもるくん」の登録数	1,160人	3,000人
歩道の設置などの交通安全に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	39.5%	50.0%
犯罪の予防など治安の維持に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	45.3%	50.0%

みんなでとりくむまちづくり

- ①交通安全教室に積極的に参加し、知識や技術を習得しましょう。
- ②交通ルールを遵守し、無理な追い越しや自転車での無灯火運転などを避け、余裕を持った運転を心がけましょう。
- ③明るい服装や靴、自転車への夜光反射材の装着などにより、夜間や荒天時の事故防止に努めましょう。
- ④近所の人とのあいさつ、鍵かけなど自主的な防犯活動を心がけましょう。
- ⑤消費生活の基礎知識について関心を持ち、必要な場合は相談窓口にご相談しましょう。

## 第4節 消防・防災・国土の保全

### 現状と課題

平成21年4月1日、久留米市消防本部と福岡県南広域消防組合消防本部が統合し、3市2町（久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町）で構成される久留米広域消防本部が発足しました。

本市の消防体制は、常備消防として三井消防署があり、本署、三国出張所、三井出張所から構成されており、統合により増員が図られ合計で73人（平成21年4月1日現在）の署員が配置されています。また、非常備消防として小郡市消防団があり8ヶ分団（内2ヶ分団2部制）で227人（平成21年4月1日現在）の団員が消防団活動を展開しています。しかし、消防団では定員数を満たしていないことと、団員の70%がサラリーマンのため昼間火災での現場活動が困難なことが課題です。

この他に三井・小郡地区防災協会に210事業所が加盟し、三井・小郡地区婦人防火クラブに536人、三井・小郡地区幼年消防クラブに812人が所属し、火災予防体制を構築しています。

消防水利については、消火栓や防火水槽の未整備地区や防火水槽の容量が基準（40 t 以上）を満たしていないものもあり、解消に向けた取組みが望まれます。

救急・救助については、救命救急士による高規格救急車の配置が完了しており、また、AED（自動体外式除細動器）の公共施設（学校、校区公民館等）への設置が進められ、より多くの市民の救急講習会への参加が期待されます。

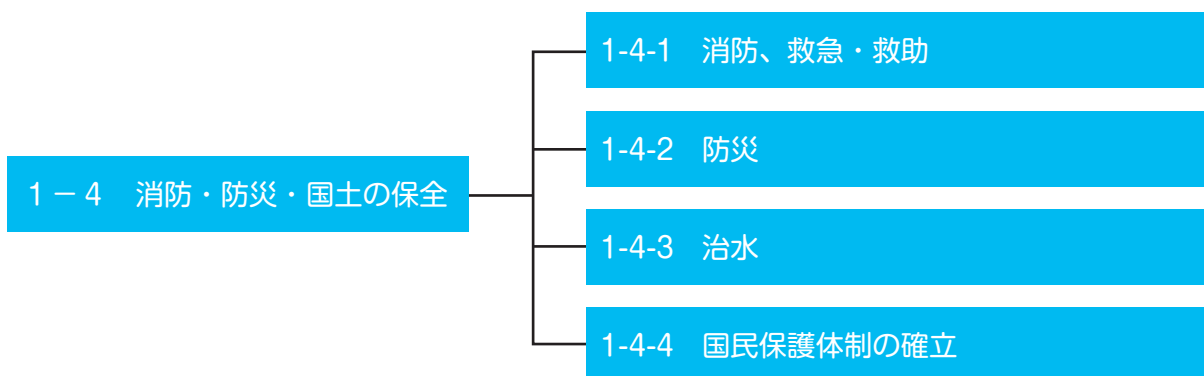
災害対策については、平成15年度に小郡市地域防災計画の見直しを行いました。災害時要援護者対策の具体化や水防法改正への対応など、早急に対処しなければならない課題が残されています。また、自主防災組織設立に向けた課題を解決し、早期の体制確立が望まれます。

水防については、重要水防箇所等を中心に嵩高や強度不足部分の解消が課題です。

### 基本目標

地域で想定されるさまざまな災害に対し、予防体制と応急体制を整備します。また、安心して生活できるまちの実現に向け、市民との協働により地域ぐるみの消防救急体制を確立していきます。

### 施策の体系



## 主要施策

## 1. 消防、救急・救助

## (1) 常備消防力の強化

災害の広域化・多様化に向けた消防体制の整備を進めるとともに、火災・救急をはじめとする災害の初動体制の充実強化を図ります。また、常備消防が更に広域拡大されたことにより、適正な施設整備の配置計画及び健全運営に努めます。

## (2) 火災予防体制の確立

地域や事業所での防火訓練や広報活動を通して、防火思想の普及を図ります。また、高齢者などを火災から守るため、住宅用火災警報器の設置促進に向けた取組みを行います。

## (3) 消防団などの活性化

地域防災の要である消防団の定員数の確保及び組織の活性化を図り、多様化する災害に即応した装備の充実強化に努めます。また、国が進める「機能別消防団制度<sup>\*</sup>」による消防力強化を検討します。さらに、事業所、女性、幼年消防クラブなどの育成に努めます。

## (4) 都市基盤の整備

上水道の普及に合わせた消火栓の設置並びに防火水槽の計画的な設置を図ります。

## (5) 救急・救助

医療の高度化に即した救急救命士や多様な災害現場で活動する救助隊員の人材育成を行います。市民に対するAED(自動体外式除細動器)の使用方法や、応急手当の知識・技術などの普及に努め救命率の向上を図ります。また、救急・救助資器材等の適正な配置と更新を、必要に応じて行います。

## 2. 防災

## (1) 小郡市地域防災計画の見直し

少子高齢化や社会環境の変化を踏まえ、小郡市地域防災計画の見直しを行います。

また、一人暮らしの高齢者をはじめとする災害時要援護者等の支援計画を作成します。

## (2) 防災体制の整備

災害時における、市民への情報伝達システムの確立を図るとともに、災害時要援護者を支援するため自主防災組織の育成に努めます。さらに、防災関係機関である消防署、消防団、自衛隊、警察などとの連携を深め地域と一体となった防災体制の構築を図ります。

## (3) 広域防災体制の確立

大規模災害を想定し、市民の円滑な避難誘導と二次災害の防止のため、周辺自治体や自衛隊との連携を強化していきます。

## 3. 治水

筑後川河川事務所及び久留米県土整備事務所と連携を取りながら、特に重要水防箇所等に指定されている堤防の嵩高不足及び断面不足の解消、並びに築堤事業を促進します。

## 4. 国民保護体制の確立

武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした「小郡市国民保護計画」に基づいた実施体制の整備を図ります。



▲小郡市消防団第2分団2部格納庫とポンプ車

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
住宅用火災警報器普及率（消防署調べ）	55.8%	85.0%
消防団の定数に対する加入率	87.8%	95.0%
消火栓の設置数 防火水槽の箇所数	877基 165箇所	883基 170箇所
自主防災組織数	—	4組織

みんなでとりくむまちづくり

- ①消防団活動に積極的に協力しましょう。
- ②応急手当や救急救命法の知識・技術を習得しましょう。
- ③行政や職場、地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ④日頃から近隣の高齢者世帯や障害者などとのコミュニケーションをとり、災害時に連絡・避難・救助活動を行いましょう。
- ⑤火災警報器の設置や、地震などに対する家具の固定など、住宅の火災や災害予防対策に努めましょう。



▲消防出初式



▲小郡市役所庁舎に設置しているAED



▲水防訓練の様子

## 第5節 情報通信基盤

### 現状と課題

情報通信技術（ICT<sup>\*</sup>）の進展は著しく、社会のあらゆる分野で必要とされ、情報の共有化や通信手段の多様化が進む一方で、適切な利活用が求められています。

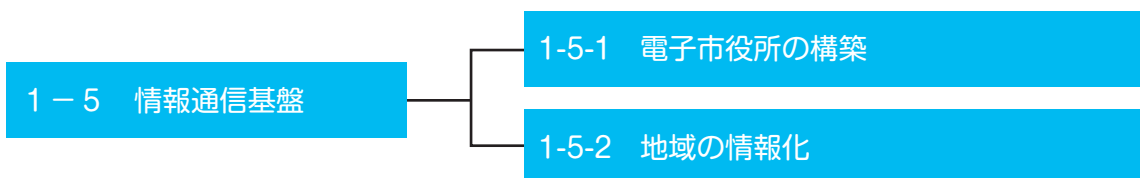
国が推進する電子市役所の構築は、本県においては「ふくおか電子自治体共同運営協議会」を設置し、県内の自治体が加入し、県と協力しシステムの共同利用化を進めることで行われてきました。しかし、この県内の多くの自治体が利用する共同利用形態にも課題は多く、近年には様々な共同利用形態が研究され、環境整備から環境利用へと変化してきており、活用方法や調達手法を含め電子自治体には市民ニーズを反映した行政サービスの提供及び行政事務の効率化などに最適な環境を整えることが求められています。

一方で、経済分野では早い時期から同様の技術進展、サービスの充実が図られ、積極的に活用されており、本市においても経済活動のみならず地域コミュニティ、福祉、医療などの分野において積極的な活用による活性化が求められています。

### 基本目標

誰もが自分に必要な情報を、必要な時に入手・活用できる環境を整え、豊かな生活の実現や活力ある産業の振興につなげていきます。

### 施策の体系



主要施策

1. 電子市役所の構築

国が進める電子政府、電子自治体（市役所）の構築を目指し、情報通信技術を積極的に取り入れた証明書等の発行や各種申請、申込などの可能な行政サービスを提供するために関連システムの調達を図ります。また、電子自治体に対応し、簡素化・効率化された行政事務の確立に取り組みます。

2. 地域の情報化

地域コミュニティ、農業、商工業、サービス業、医療など多くの分野における活動の有益な手段となる情報通信技術をNPO法人地域インターネットフォーラムや多くの活動団体と連携し、協働による利活用を推進していきます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
電子申請等のサービス提供件数 (システム化されたもの)	1件	10件



みんなでとりくむまちづくり



- ①インターネットの活用などにより、積極的に地域の情報を発信・受信し、市のイメージアップと地域産業の活性化につなげましょう。
- ②事業所内の情報化や業界間・異業種間での情報のデータベース化、ネットワーク化を進め、技術力の向上やコストダウン、市場開拓、新規事業分野への参入なども検討しましょう。
- ③様々な機会を活用して、情報機器の習熟に努めましょう。

## 第2章

# 豊かな暮らしを支える活力ある産業づくり

### 第1節 農 業

#### 現状と課題

近年、農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、農業従事者の高齢化と後継者不足は大きな問題となっています。また、食生活の多様化や気候変動、価格の低迷などによる農業経営の不安定化、農産物輸入の自由化による競争の激化など厳しい状況に置かれています。

このような中、本市の農業は、平坦で肥沃な土地、温暖な気候、豊富な農業用水などに恵まれ、米、麦、大豆などの普通作を中心に野菜や花き、植木、畜産等の複合経営が大部分を占めています。

本市では農業の活性化と担い手の確保に向けて、農地の集約化と認定農業者<sup>\*</sup>、集落営農組織<sup>\*</sup>の育成・支援に取り組んできました。将来にわたり良質な食料の安定供給と農業が持つ多面的機能が維持されていくためには、意欲ある担い手の育成・確保が課題となっています。

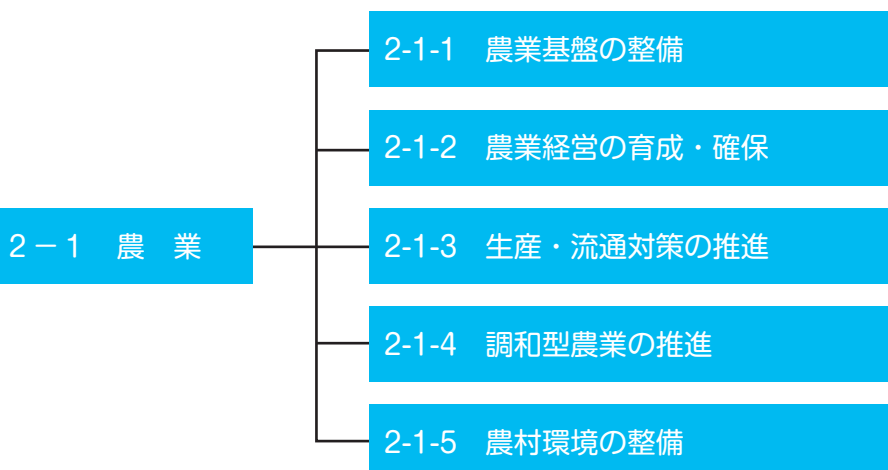
ほ場整備は、水田農業モデルほ場整備促進事業によりほぼ完了していますが、今後は農業水利施設の適切な整備が必要です。

また、消費者の食の安全に配慮した自然循環型農業の展開や農地の流動化、農地の保全、施設園芸の推進、安定的な所得の確保、地産地消<sup>\*</sup>や食育、農業基本条例の制定など、様々な課題への取組みが求められています。

#### 基本目標

農業の持続的発展のため、土地利用との調整を図りながら農地の集約化を進めていきます。また、安定的な農業経営を行える条件を整備し、担い手を育成するとともに、食の安全に配慮した自然循環型の農業を目指します。

#### 施策の体系





## 主要施策

## 1. 農業基盤の整備

## (1) 農地の保全

優良農地については、農地の集団化、農作業の効率化などに支障がないように適切な保全に努めます。また、その他の農地については、ほ場整備を視野に適切な土地利用の調整を行い、効率的な利用を図ります。

## (2) 農業生産基盤の整備

ほ場整備事業の未整備地区については、農家の意向を尊重しながら慎重に事業を促進します。

## 2. 農業経営の育成・確保

(1) 集落営農組織<sup>\*</sup>の育成・強化

集落営農組織の育成のため、高性能農業機械の導入や施設整備などの支援を充実させます。また、再編も含めた組織の強化や、法人化を視野に入れた経営基盤確立の支援も実施し、地域農業の担い手としての組織を育成・強化していきます。

## (2) 中核農家の育成

地域農業の担い手として確立するため、経営能力に優れた多様な担い手の掘り起こしを行い、優良農業者の認定を進めるとともに、認定農業者<sup>\*</sup>など担い手の育成への支援を強化します。

## (3) 農業後継者の育成

4Hクラブ<sup>\*</sup>などの農村青少年組織の活性化を図り、若年層の就農を支援するとともに、農家以外の新規就農希望者への相談・支援体制を強化し、農業後継者づくりを促進します。

## (4) 農地の流動化

農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地売買事業及び利用権設定を進め、農地の流動化を促します。農用地の流動化を進め、集積化を促すことにより、中核農家や集落営農組織の規模拡大と生産コストの低減を図り、魅力ある農業経営を促進します。

## 3. 生産・流通対策の推進

## (1) 複合経営の展開

経営基盤の安定のため、単品に偏らない生産を進め、収益性の高い複合経営を促します。

生産の安定化、高品質化など栽培技術の改善を図り、分業化、高能率機械の導入などにより省力化を進めるとともに、JAみい園芸流通センターの機能を最大限に活用しながら、低コストで消費者ニーズにそった商品性の高い農産品づくりを促し、農家所得の安定確保を図ります。

(2) 地産地消<sup>\*</sup>及び食育の推進

地元農畜産物を地元消費者に販売する直売所の充実と学校給食などにおける地産地消を促進するとともに、地産地消推進計画の作成を行います。また、生産者と消費者の交流を通して地元の農畜産物や食文化についての理解を深め、健全な食生活を送ることができるよう、食育を推進していきます。



▲宝満の市

#### 4. 調和型農業の推進

##### (1) 自然との調和の推進

自然と調和した農業を目指し、有機肥料、有機微生物、堆きゅう肥など環境にやさしい肥料の活用と化学肥料使用の低減化など、生態系に即した農業の展開を図ります。また、土づくりセンターを利用し、家畜排泄物を資源として有効利用していきます。

##### (2) 市民との交流の推進

消費者と農業者の交流を進めます。そのために、農家など農地の所有者が開設する市民農園等の推進を図ります。

#### 5. 農村環境の整備

##### (1) 小郡市農村環境計画の推進

生産基盤の整備、生活の改善、自然環境の保全についての基本方針となる小郡市農村環境計画を基に、環境保全を図りながら農業農村整備事業を推進します。

##### (2) 農道整備事業の推進

都市型農業の育成を図るため、ほ場整備内の農道の整備を促進します。

##### (3) 農村環境整備の推進

市内に残存する未整備の用排水路については、維持管理に要する労務の軽減のため、地元と協議を行いながら、整備を進めていきます。

##### (4) ため池等整備事業の推進

老朽化が著しく、危険性の高いため池から計画的に改修します。また、都市近郊のため池については、自然環境を活かした整備を図り、ため池の機能を活かしながら市民相互の交流を促す、多目的な活用を進めます。



▲花立山からの田園風景

## 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
集落営農組織*の法人化数	1法人	5法人
認定農業者*数	116人	125人
農地利用権設定率	36.9%	40.0%
農地の流動化による集積面積	794ha	824ha
エコファーマの認定農家数 福岡県減農薬・減化学肥料栽培認証農家数 JAS法による有機農産物認証農家数	63戸	70戸
ほ場整備事業区域内の舗装率	90.0%	92.0%



## みんなでとりくむまちづくり



- ①新規就農者の受入れ態勢づくりに努めましょう。
- ②営農体制を強化し、生産効率を高めましょう。
- ③農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめるとともに、農業用廃棄物の適正な処理を行いましょう。また、糞尿の適切な処理と土づくりへの活用を図りましょう。
- ④家族経営協定の締結に努めましょう。
- ⑤多様な農畜産物加工や直売の取組みを推進しましょう。
- ⑥農業体験機会などに積極的に参加し、農業の大切さを理解しましょう。
- ⑦地元農産物の消費に努めましょう。

## 第2節 商 業

### 現状と課題

本市の商店街は、西鉄天神大牟田線各駅周辺に地域密着型商業地として形成されているものの、商店街振興組合などは組織されていません。近年は、近隣地域への大型店舗の出店や昼間人口の伸び悩み、商店の拡散などにより、顕著に商業環境の魅力と活力の低下が見受けられます。従業者数や年間商品販売額は増加傾向にありますが、個人や中小・零細商店が多く、後継者不足や高齢化などにより店舗数は減少しています。

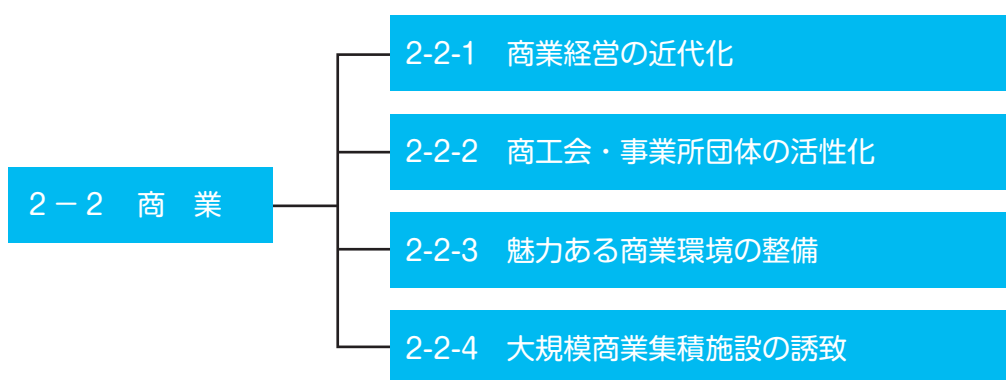
本市では、商工会の育成、融資制度の拡充、街路灯の整備補助のほか、小都市商業活性化構想に基づき地域商業活性化のため「七夕商品券」事業や「一店逸品」事業、「がんばろう会」事業、「まちの元気再発見（ミ・シ・ラ・ン・小郡）」事業などの各種事業への補助を通して商業の活性化に向けた取組みを展開してきました。

今後は、景気後退などの影響で開業が延期されている、大保地区への大型商業施設の早期誘致を図るとともに、消費者ニーズに対応したイベントなどの取組みを通して、魅力的でにぎわいのある商店街の形成、商店の共同化、組織化、後継者などの人材育成、インターネットを利用した販売ルートの開拓、さらには高齢者が買い物しやすい環境づくりなどが課題となっています。

### 基本目標

活力と魅力にあふれた商業環境の育成のため、商工会を中心とした活性化策に取り組み、商店経営者への指導、後継者の育成を行うとともに、大型商業施設の誘致を進め、近隣からも多くの消費者が訪れるにぎわいある商店街を目指します。

### 施策の体系



主要施策

1. 商業経営の近代化

研修会や講習会の充実を図り、時代のニーズに対応できる経営者の育成を図ります。また、インターネットを活用した通販システムの確立を支援し、活力ある商業経営を目指します。さらに、中小企業の経営基盤の安定化を図るため、融資制度の拡充に努めます。

2. 商工会・事業所団体の活性化

商工会や事業所団体の組織活動への支援を通して、商工業の活性化を図ります。また、中小企業の経営基盤の安定化を図るため、商工会や事業所団体の指導・支援体制の強化に努め、経営者の育成を支援します。

3. 魅力ある商業環境の整備

平成13年に策定した小郡市商業活性化構想に基づき、商業の活性化に向けた取組みを商工会等と連携し進めていきます。

市内各商業地を中心に組織づくりを進め、各地域の商店の共同化などを図り、組織の特性を活かした商店街の形成を進めるとともに、集客イベント活動を多面的に支援し、各地域の商業活性化を促進します。

4. 大規模商業集積施設の誘致

安定的な自主財源の確保と市民の雇用機会を創出するとともに、新たな地域活力を生み出すため、大保地区へ出店を計画している大型商業施設の早期開店を支援します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
商店共同組織の形成数	—	1 団体
大規模商業施設の立地数（開店数）	—	1 社

みんなでとりくむまちづくり

- ①積極的に市内の商店で買物をしましょう。
- ②顧客のニーズに対応した魅力ある個店及び商店街づくりに努めましょう。
- ③蓄えられたノウハウを基に、魅力あるイベントを継続して実施しましょう。



▲西鉄小郡駅前

## 第3節 工業

### 現状と課題

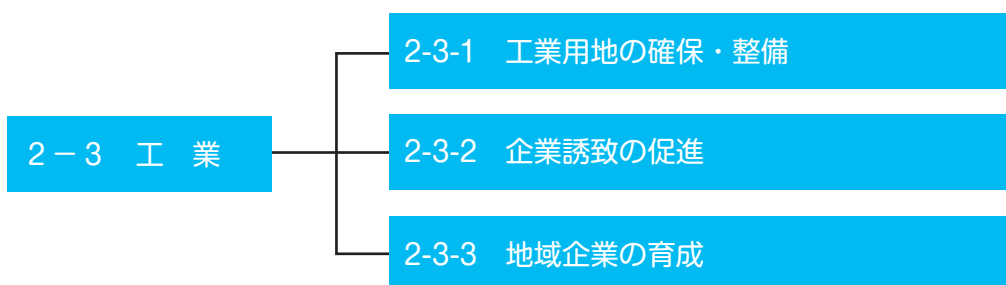
本市は、筑後小郡インターチェンジや隣接する鳥栖ジャンクションにより、交通の利便性の優れた地域です。しかし、公的な工業団地は完売しており、さらに市内のほとんどが農業振興地域かつ市街化調整区域のため、新規の企業誘致を行うには法規制のハードルが高く、進出企業の確実性など開発の担保が必要となっています。

また、起業家支援や新分野参入などの企業育成や経営高度化、安定化及び施設・設備の改善などの企業支援施策については、市独自の支援施策がないため県の支援メニューを紹介しています。今後は、企業ニーズに適切に対応できる市独自の支援メニューを整備する必要があります。

### 基本目標

新たな工業用地の需要に対応するため、市による工業用地の確保に努めます。また、地域企業の体質強化を支援し、地域産業の活性化を図ります。

### 施策の体系



▲上岩田工業団地

主要施策

1. 工業用地の確保・整備

工業用地は、交通の利便性を活かし新たな需要に対応するため、筑後小郡インターチェンジ周辺及び鳥栖ジャンクション周辺をはじめとする工業誘導地区での確保に努めます。

2. 企業誘致の促進

企業立地セミナーの開催や自治体間連携によるパンフレット作成等のPR活動を通じ、企業誘致に努めます。また、誘致企業に対しては、県・市などの交付金制度を始めとする優遇制度の活用を図り、企業が進出しやすい環境づくりに努めます。

3. 地域企業の育成

地域企業が快適な環境で操業できるよう企業と行政間の連携強化を図ります。また、地域企業の体質強化のため関係機関と連携し経営の高度化、安定化、施設・設備の改善、近代化などに関する適切な支援に努めます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
工業団地整備面積	—	5 ha
企業誘致面積	1.4ha	5 ha
誘致企業の企業連絡会会員数	12社	15社

みんなでとりくむまちづくり

- ①事業者は各種制度を最大限活用し、設備の近代化や情報化対策、環境対策、人材育成を進めましょう。
- ②長年培った知識や経験・技術を活かして、地域産業の発展に協力しましょう。



▲筑後小郡インターチェンジ周辺

## 第4節 観 光

### 現状と課題

本市は、小郡官衙遺跡、將軍藤、松崎宿、七夕神社などをはじめとした歴史的史跡、城山公園、小郡運動公園、図書館、文化会館、野田宇太郎文学資料館などの文化・レクリエーション施設など、多くの観光資源がありますが、市民の認識は十分とはいえません。

平成13年度に小郡市観光協会を設立し、その後物産展やモニターツアーを実施し、一定の成果をあげています。また、平成16年に小郡市公共サイン整備計画を策定しましたが、実施に至っていません。

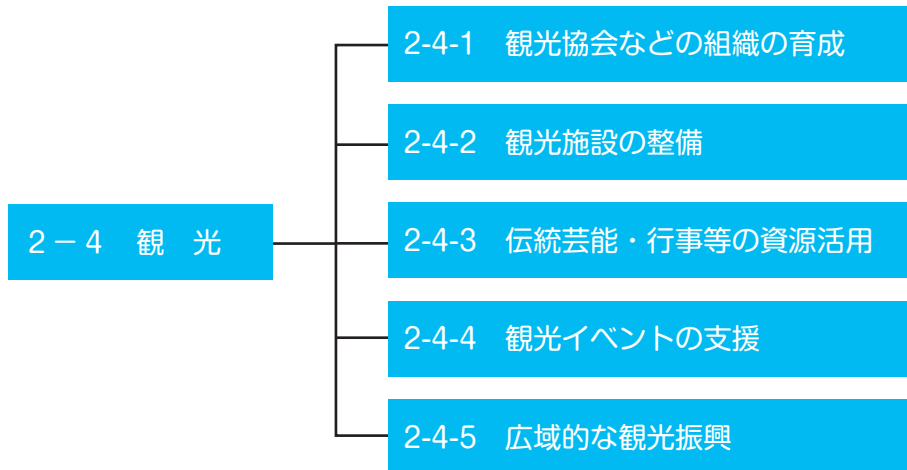
広域的な観光の取組みとしては、久留米広域市町村圏事務組合やグランドクロス広域連携協議会等と連携し、広域的なモニターツアーや共同パンフレットの作成を行っています。

今後は、市内外への観光資源の周知と商業等のイベントと連動した観光施策の展開、地域資源間の連携及び近隣地区を含めた観光客の誘致などが課題となっています。

### 基本目標

観光を産業振興及び地域活性化の手段としてとらえ、歴史的史跡やサインの整備、近隣市町との観光回遊ルートの設定を進め、七夕の里を継承しながら、観光客の増加や他の産業への効果の波及により、にぎわいのあるまちを目指します。

### 施策の体系





主要施策

1. 観光協会などの組織の育成

観光事業の推進による地域経済の活性化のため、観光協会の育成を図り、また、商工会などの地域団体との有機的な連携を図ります。

2. 観光施設の整備

市内に点在する歴史的観光資源を結ぶ観光ルートづくりに努めるとともに、案内標識・看板などのサイン整備を進め、観光ルートの周知を図ります。また、観光拠点施設の整備を検討します。

3. 伝統芸能・行事等の資源活用

各地に伝わる伝統的な芸能、行事の継承を支援します。また、地域団体との有機的な連携を図り、全市的なイベント等を市内外へPRすることで観光資源としての活用を図ります。

4. 観光イベントの支援

観光地としてのソフト面の充実を図るため、市内で開催されている観光イベントを支援します。また、魅力ある小郡市を形成し観光客を誘致するために、年間を通じた観光イベントの創出を図ります。さらに、観光イベントを活用し、観光パンフレット、マスメディアなどによるPR活動を積極的に進めます。

5. 広域的な観光振興

筑後地区観光協議会をはじめ、周辺自治体と連携したツアーやキャンペーン活動の積極的な取り組みなど、多角的な振興策を進めます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
観光入込調査人数	626,000人／年	650,000人／年

みんなでとりくむまちづくり

- ①観光のまちづくりについて、アイデアを積極的に提案し、実行しましょう。
- ②観光客と市民が、ともに楽しめるイベントづくりに努めましょう。
- ③訪れる人が小郡市での観光を楽しめるよう、清掃活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりに努めましょう。



▲将軍藤まつり

## 第5節 雇用と労働

### 現状と課題

本市の雇用確保については、交通利便性に優れた市東部地域に干潟・上岩田工業団地を造成し、現在、製造業や卸売業など12社が進出し一定の新規雇用が図られています。今後も、工業用地の確保・企業誘致を推進し雇用を拡大していく必要があります。

また、多数の雇用が見込める大型商業施設の出店が現下の経済情勢により延期されており、早期開店が求められています。

就業対策については、これまで「ふるさとハローワーク」を国と共同設置したほか、求職者向けのパソコン講座や県との共催で就職促進セミナーなどを開催し、就職機会の創出に努めてきました。

契約・派遣社員やパート・アルバイトの増加など従来からの雇用形態が大きく変化していく中、関係機関との連携によるさらなる就業支援の取組みが求められています。

### 基本目標

企業誘致を推進し、新たな雇用の場の創出に努めます。また、誰もが安心して働くための総合的な支援に努めます。

### 施策の体系

#### 2-5 雇用と労働

#### 2-5-1 企業誘致による雇用の拡大

#### 2-5-2 雇用対策

### 主要施策

#### 1. 企業誘致による雇用の拡大

新たな雇用を創出するため、工場用地の確保及び企業誘致を推進するとともに、大保地区に出店予定の大型商業施設の早期開店を支援します。

#### 2. 雇用対策

関係機関とのさらなる連携強化を図り、求職に役立つ講座の実施や県との共催による就職促進セミナーを開催し、総合的な雇用対策を進めます。

### 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
市内事業所における従業者総数	15,042人（平成18年度）	16,000人

### みんなでとりくむまちづくり

- ①就職に必要な知識や技術などを、職業訓練等を通して習得しましょう。
- ②事業者は適正な就労条件の確保と、就労環境の充実に努めましょう。
- ③雇用の創出に結びつけられるよう、消費をできるだけ市内で行うようにしましょう。

## 第3章

## ゆとりと潤いに満ちた居住環境づくり

## ■ 第1節 環境衛生対策・環境保全・・・・・・・・・・

## ▶ 現状と課題

本市のごみ分別は、現在15品目<sup>注)</sup>です。家庭系ごみの収集運搬は委託業務で行っており、事業系ごみは許可業者が収集しています。家庭系ごみは、市内を13ブロックに分け、可燃ごみは週2回、不燃物・ビン・粗大ごみは月1回のルート収集方式となっています。

平成20年度の市民1人1日当たりのごみ排出量は859gですが、排出抑制に向けた市民啓発やごみ減量化への取り組みにより、平成21年度には838gとなり2%減少しました。

回収されたごみは、平成20年度に稼働を始めた筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の「クリーンヒル宝満」で焼却していますが、スチールやアルミ、ビン、ペットボトルなどは選別して資源化しています。

ごみの減量化については、リサイクルアドバイザー7名を委嘱し、小・中学校や行政区で講演などを行うとともに、広報紙や市のホームページで家庭ごみの排出抑制を訴えています。また、公用地雑草と家庭剪定枝は堆肥化とチップ化を行い資源化に努めています。

し尿については、公共下水道の普及率が平成21年度末で88.2%となっており着実に処理体制の転換が進んでいます。し尿汲み取りは許可区域内のし尿収集運搬業者が行っています。

今後は、可燃ごみ・不燃ごみに混入している資源ごみのさらなる分別や生ごみの家庭での処理の啓発も求められています。さらに、し尿については、公共下水道への速やかな転換を図るため、市民への周知が必要です。

市民の環境に対する意識の高まりもあり、ライオンズクラブが主催する宝満川一斉清掃には多くの市民が参加し、市民主体の環境美化運動が定着してきており、市民と行政の一体的な環境美化運動が展開されています。

河川など公共用水域における水質については、下水道の整備等により概ね良好に推移していますが、汚濁の主要因である生活排水による汚濁負荷量<sup>\*</sup>の削減については下水道の整備と合わせ浄化槽の普及促進に取り組んでいます。今日の環境問題は、家庭や事業所からの排水による河川の汚れ、自動車の排気ガスやゴミなどの地域的な問題から、地球温暖化問題など地球規模での問題まで多岐にわたっています。環境問題の解決については、市民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに変えていくことが重要です。

畜犬登録は毎年増加していますが、市民からの苦情も増加傾向にあり、飼い主のマナーの向上が課題となっています。

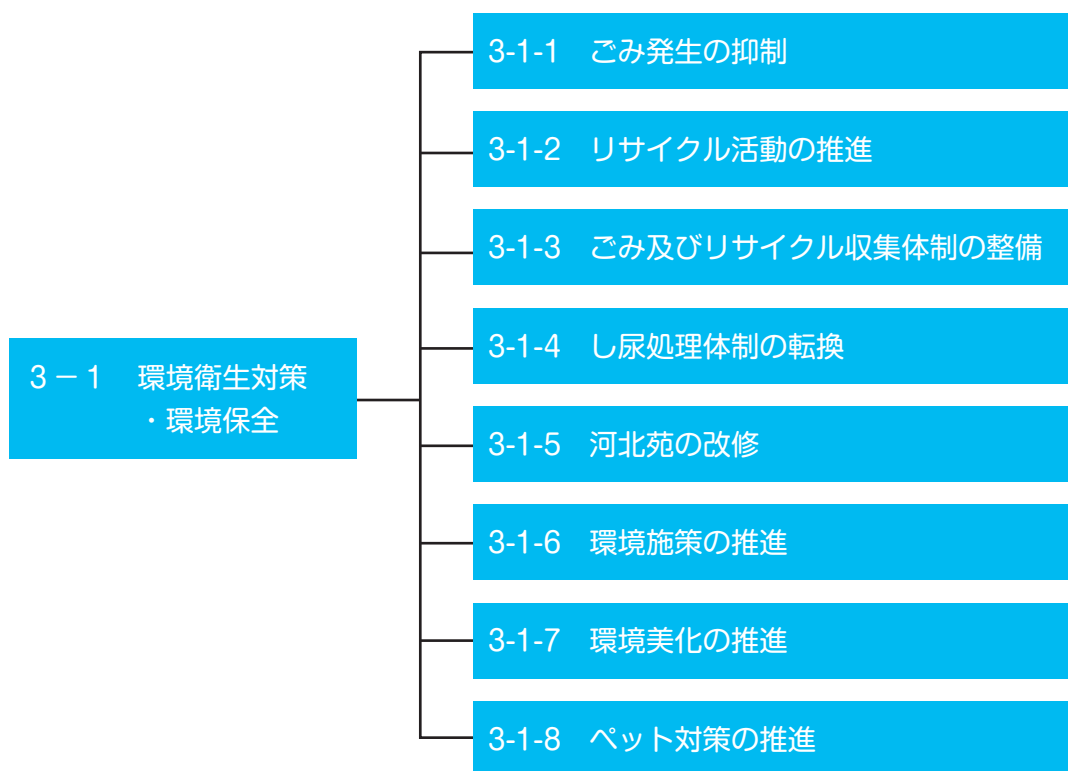
## 基本目標

環境に負担をかけない資源循環型の都市の実現のため、ごみの排出を抑制するとともに、さらに容易なリサイクル収集システムを構築します。水洗化は、公共下水道の普及に比例した転換を図っていきます。

また、受け継がれてきた美しい自然環境を守るため、市民・事業所・行政が協働で保全を行います。

注) 15品目：燃えるごみ、ビン、燃えないごみ、粗大ごみ、アルミ缶、スチール缶、紙パック、新聞・チラシ、段ボール、雑紙、古布、トレー、ペットボトル、剪定枝、乾電池。

施策の体系



主要施策

1. ごみ発生の抑制

生産や流通、消費の段階で事業者と市民の協力を得ながら、ごみを出さない環境づくりを推進し、ごみの総量抑制に取り組みます。また、ごみ減量リサイクルアドバイザーによる広報・講演等の啓発活動を行い、市民の各層に対するごみ分別の意識向上に努め、減量化を推進します。

2. リサイクル活動の推進

可燃・不燃ごみの更なる分別により、資源ごみとしての回収率の向上を図るとともに、資源ごみ分別促進奨励金によるリサイクル活動への支援や生ごみ処理容器・機器の購入費助成措置、資源再生品の使用運動等を行いながら、継続的なリサイクル活動を推進します。

3. ごみ及びリサイクル収集体制の整備

ごみ処理施設の処理方法に対応した、より効率的な分別・収集方法を確立していくとともに、ルート収集と拠点収集を組合わせて、家庭からのごみと資源物の排出が容易な収集システムの構築を図ります。

4. し尿処理体制の転換

公共下水道事業の供用区域拡大とともに、し尿汲み取りや合併浄化槽方式から公共下水道への転換が速やかに行われるように周知を図ります。

5. 河北苑の改修

火葬炉については、平成22年度から、年間1基ずつの改修を行い、安定した火葬業務の推進を図ります。

6. 環境施策の推進

水質検査などの実施により現状把握を行い、調査結果に基づいて早急に対策を講じます。

環境対策を推進するため、公害対策マニュアルの作成や近隣市町村との連携強化を図り、広域的な公害に対応できるシステムを構築します。

地球温暖化問題については、地球温暖化対策実行計画を策定し、市民・事業所などと連携してエコ行動を推進することにより、二酸化炭素など温室効果ガスの削減に取り組みます。また、各分野において環境問題の指針となる環境基本計画の策定を行います。

### 7. 環境美化の推進

小都市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例で指定した区域の環境保持や不法投棄防止に努めます。また、今後とも宝満川などの河川環境美化事業を推進します。空き地等における雑草問題については、所有者等による適正な管理を目指します。

### 8. ペット対策の推進

動物の適正飼育による危害発生の防止に努め、動物愛護思想の普及を図ります。また、動物ふん害防止の啓発とモラルの向上など、飼い犬等の飼育マナー向上により快適な生活環境の確保を図ります。

#### 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
一般廃棄物の排出量 （市民1人・1日当たり）	838g / 人・日	813g / 人・日
資源ごみ（直接資源化）の年間回収量	3,893 t	4,150 t
火葬炉の改修	0基	5基
宝満川の水質基準（B類型・生物B類型） ：BOD 3mg/L以下	基準値以下	基準値以下
地球温暖化対策実行計画の策定	未策定	策定済み
環境基本計画の策定	未策定	策定済み

#### みんなでとりくむまちづくり

- ①家具や家電などは長期使用を心がけ、ごみの減量化に努めるとともに、法に基づく適正な処分を行いましょ。
- ②使い捨て容器の使用や過剰包装を減らし、ごみの出ない取組みを実践しましょ。
- ③紙類や空き缶の分別排出により、資源へのリサイクルを向上させましょ。
- ④不法投棄をさせない地域環境保持のために、地域の美化清掃活動に参加しましょ。
- ⑤外来種の流入防止に努めるとともに、自然共生活動や環境美化運動などに積極的に参加・協力しましょ。
- ⑥排水や廃棄物の適切な処理に努めましょ。
- ⑦飼い犬等の飼育マナーの向上に努めましょ。
- ⑧空き地等における雑草の除去に努めましょ。
- ⑨地球温暖化対策のために、省エネ行動などできることから取組みましょ。



▲アルミ・スチール缶回収

## ■ 第2節 上水道

### 現状と課題

本市の上水道は、小郡市・久留米市・大刀洗町で運営する三井水道企業団が、山神水道企業団と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。配水能力25,100㎥に対して、1日最大配水量は18,102㎥（平成21年度実績）です。平成21年度末の上水道普及率は80.9%で、毎年増加はしているものの、福岡県平均の92.8%（平成20年度末）を下回っています。耐用年数を経過した配水管については、計画的な更新を行っています。

今後は市民生活や事業活動に不可欠な水の安定的な供給確保に努め、市民の節水意識を醸成していく必要があります。また、未供用地域での上水道への切り替えの促進や、老朽管の計画的な更新も必要です。

### 基本目標

将来にわたり安全な水が安定的に供給されるよう、また漏水が減り、有収率<sup>\*</sup>が向上するよう、市内全域に水道管の敷設を行うとともに、老朽管も逐次更新し、安全性を向上させます。

### 施策の体系



主要施策

1. 安定的水源の確保

大型商業集積施設の進出や企業誘致に伴い、増加が想定される水需要に対応できるよう、安全で安定的な水源の確保に努めます。長期的施策を念頭に置き、今後も広域的な連携を強化しながら水資源確保に向けて取り組んでいきます。

2. 上水道の普及促進

上水道の未供用地域については、より安全で衛生的な生活用水としての上水道を利用してもらうため、引き続き積極的な普及促進に努めます。

3. 水資源の有効活用

広報などを通して市民の節水意識の高揚を図るとともに、中長期的な施設更新計画を策定し、老朽管更新事業を計画的に実施して漏水防止に努め、有収率<sup>\*</sup>の向上を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
上水道の普及率	80.9%	81.2%
上水道の有収率	90.7%	92.0%



みんなでとりくむまちづくり



- ①水の有限性を認識し、節水意識の向上に努め、水を有効活用しましょう。
- ②安全な飲料水を確保するため、上水道への切り替えを進めましょう。
- ③植栽への水やりなどには雨水を活用しましょう。



▲三井水道企業団 大刀洗配水場

## 第3節 下水道

### 現状と課題

環境保全の意識が高まる中、下水道は、生活環境の改善や河川等の水質改善、浸水防除などに必要不可欠な都市施設であるとともに、良好な水循環の維持・回復などに対応し、自然を守る上でも重要な役割を果たしています。

本市は、福岡県事業である宝満川流域と筑後川中流右岸流域の2つの流域下水道事業の関連公共下水道事業として整備を進めています。

宝満川流域関連公共下水道事業は、昭和63年6月に宝満川浄化センターが完成し、供用を開始しました。以後、順次面整備を拡げ、認可区域はほぼ整備が完了しています。

また、筑後川中流右岸流域関連公共下水道事業も、平成16年度から一部供用を開始し、順次面整備を拡げています。平成16年度には宝満川左岸地区の整備に着手しました。

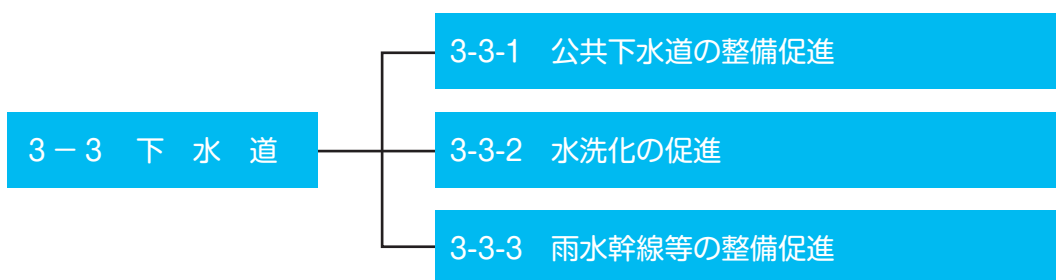
水洗化については、下水道法に基づき供用開始の公示から3年以内に実施しなければなりません。経済的理由や浄化槽を利用している等により、接続までに時間を要しています。

雨水による浸水防止のため、市内11か所に雨水幹線が整備されていますが、一部に浸水箇所があることから、平成21年度より正尻川雨水幹線の整備に着手しており、雨水幹線のさらなる充実が求められています。

### 基本目標

本市の豊かな自然環境である河川やため池などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活を実現するために、下水道関連施設の整備を進めるとともに水洗化の促進を図ります。

### 施策の体系





主要施策

1. 公共下水道の整備促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道は、宝満川左岸地区の認可区域の拡大を図るとともに、費用対効果を考慮し、公共下水道全体計画の見直しなどについても検討を行い、計画的に整備を推進します。

2. 水洗化の促進

普及促進については、引き続き未水洗住居の所有者への訪問及び八ガキ等で水洗化を促します。

3. 雨水幹線等の整備促進

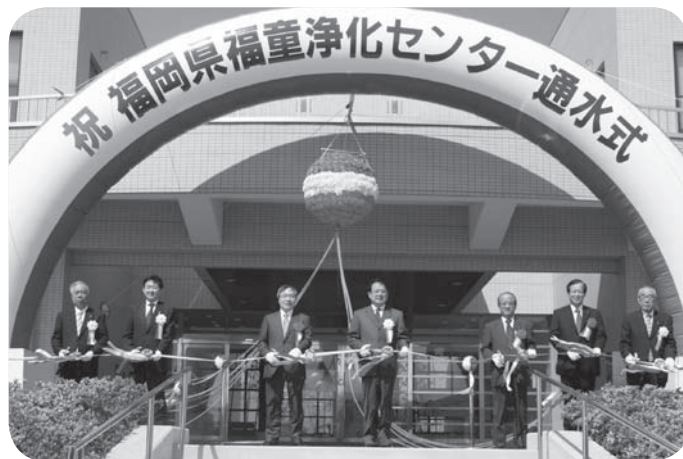
雨水による家屋や道路浸水を防ぐため、雨水幹線未整備の正尻川雨水幹線第1期事業及び第2期事業を促進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
公共下水道普及率（＝処理人口／行政区内人口）	88.2%	95.0%
水洗化率（＝水洗化人口／処理人口）	86.7%	90.0%

みんなでとりくむまちづくり

- ①川やため池をきれいに保つため、供用開始区域になったら3年以内に公共下水道に接続しましょう。
- ②油脂類やタバコの吸殻などを下水道に流さないようにしましょう。



▲福童浄化センター通水式

## 第4節 住環境・景観

### 現状と課題

住宅地については、後退道路（セットバック）\*要綱を策定し、道路幅員の確保等により、居住環境の維持・向上を図っています。安全で快適な住環境を確保するためには、適正な規模と質を備えた住宅地の確保が必要です。

公営住宅については、小郡市公営住宅ストック総合活用計画に基づき老朽化した住宅の建替えに順次取り組んでいくことが、低所得者の居住確保の面から必要となります。

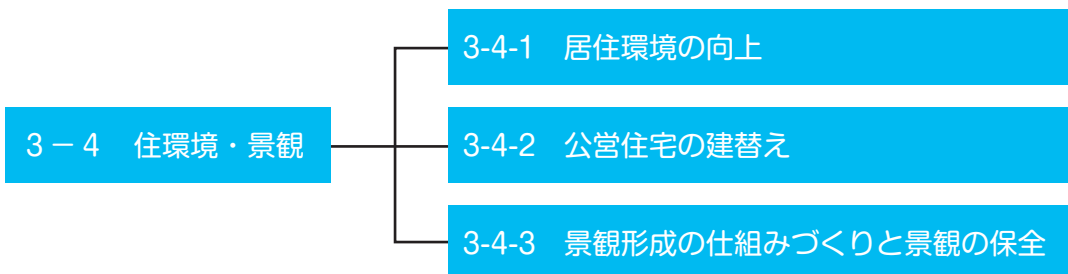
本市は平成元年より「七夕の里づくり」をコンセプトに景観づくりに努めるとともに、小郡市緑の基本計画を策定し心安らぐ緑のまちづくりを進めてきました。

今後は、公共サインデザインの統一を図り、屋外広告の規制なども実施し、一体感のある美しく誇りの持てるまちづくりに取り組む必要もあります。

### 基本目標

人と自然にやさしい良好な住宅を確保するため、適正な規模と質を備えた住宅を確保していきます。また、公営住宅を整備し、機能的で魅力あふれる住環境の形成を目指します。さらに、緑が多く調和の取れた景観が保たれるよう新たな制度を確立します。

### 施策の体系



▲松崎南構口

主要施策

1. 居住環境の向上

後退道路（セットバック）\*により道路幅員等の確保に努め、住宅地の居住環境の維持・向上を図ります。

良質な住宅と宅地の供給、秩序ある住宅地づくりが行われるよう、民間の宅地開発や住宅建設に対し、指導要綱の的確な運用を図ります。

また、開発許可の権限移譲を想定した開発支援システムの構築を推進します。

2. 公営住宅の建替え

低所得者の居住確保の面からも、小郡市公営住宅等長寿命化計画を策定し、建替えなどの適切な手法を用いて、老朽化の進行したストックの計画的な更新を図ります。

3. 景観形成の仕組みづくりと景観の保全

景観法の施行（平成16年）に伴い、松崎地区を景観の形成と保全を図る地区と位置付け、今後は、景観法に基づく景観行政団体となり景観計画を策定します。また、計画に沿って景観まちづくり制度をつくり、啓発に努め、地域の特性を活かすとともに、自然景観や歴史景観の保全、土地利用や緑地による景観づくり、屋外広告物等の規制誘導等を行うため、推進体制の整備を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
景観行政団体への指定	未指定	指定

みんなでとりくむまちづくり

- ①住宅の新築や建替えなどに合わせて、地域の良好な環境づくりに協力しましょう。
- ②開発行為や土地の売買、利用にあたっては、自然環境との調和を図りましょう。
- ③建築物や広告などは、周辺の景観と調和するデザイン、色調、材質等の採用に努めましょう。
- ④景観計画を策定する際は、ワークショップなどに積極的に参加し、景観のまちづくりを推進しましょう。



▲井上第1住宅

## 第5節 公園・緑地

### 現状と課題

本市の都市公園数は現在39箇所あります。公園に対する市民の要望は複雑・多様化しており、地域の意見を反映させた新規公園事業の展開や、市民の自主的な管理活動を促すために、日常生活に密着した身近な公園である近隣公園や街区公園の整備を進める必要があります。

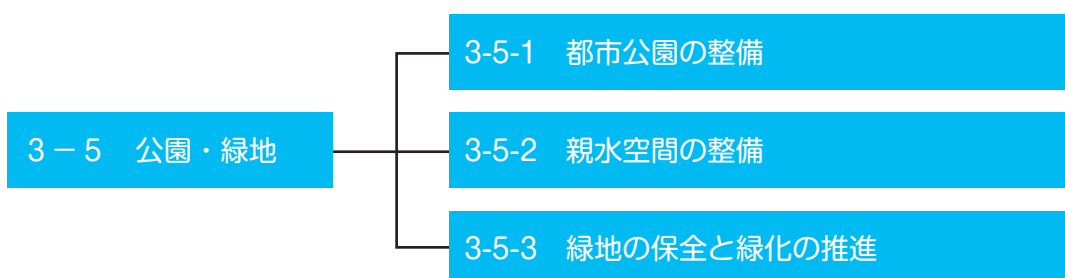
ラブリバー事業によるサイクリングロードの延伸は、大板井橋から稲吉橋まで（延長1,350m）の整備が中断されていますが、早期の再開が望まれます。また、57箇所のため池のうち老朽化の著しいものから整備を進める必要があります。

さらに、市内に点在する花立山や宝満川周辺地域の緑など、公共の緑だけでなく、民有地の緑も対象とした公園や緑地の整備を進め、市民が気軽にふれあえる緑の環境整備も必要となっています。

### 基本目標

「小郡市緑の基本計画」に基づく緑の空間づくりを実現させるため、公園・緑地が持つ多彩な機能を発揮できるような整備を市民との協働で実施し、市民の憩いの場を創出します。

### 施策の体系



主要施策

1. 都市公園の整備

各公園のバリアフリー<sup>\*</sup>化を推進し、誰でも利用できる公園を目指します。また、城山公園については、老朽化した施設の更新や城山公園基本計画に沿った新たな施設整備を進めます。

2. 親水空間の整備

市内に点在するため池周辺を整備し、市民相互の交流を図る憩いの親水公園として、再利用に努めます。また、大板井橋から稲吉橋まで(延長1,350m)のサイクリングロードの整備は、当期中に実施できるように福岡県に要請していきます。

3. 緑地の保全と緑化の推進

小郡市緑の基本計画に基づき市内の緑を保全します。

花立山の借地契約がなされていない部分についても、契約を働きかけ緑地保全区域の拡大を図ります。福岡県立九州歴史資料館周辺についても緑地として保全されるように働きかけます。市北部の緑地については、雑木処理を行い緑地の景観を蘇らせます。

成果指標

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成27年度目標
借地契約した緑地の面積	245,000㎡	295,000㎡



みんなできりくむまちづくり



- ①積極的に公園を利用し、市民同士のふれあいの場として活用しましょう。
- ②公園の維持管理に市民も協力し、自分たちの公園という気持ちを持ちましょう。
- ③遊具などは丁寧に扱い、公園を大事に使いましょう。
- ④公園内に犬などのペットの排泄物を放置しないようにしましょう。



▲城山公園 (花立山)

## 第4章

# やさしさあふれる健康と福祉づくり

## 第1節 地域福祉

### 現状と課題

少子高齢化が進む中、地域住民相互のつながりが希薄化してきています。このため、高齢者や障害者などの生活上支援を要する人々が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送れるような、地域社会を基盤とした福祉の推進が求められています。それぞれの福祉サービスの充実とともに、地域住民一人ひとりが参画する地域福祉の体制づくりを確立する必要があります。

この地域福祉を推進するためには、市民が担い手として積極的に参加することが重要です。本市には、区役員、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成される「ふれあいネットワーク」が54行政区で組織・活動されており、社会福祉協議会が事務局となっています。高齢者の孤立や閉じこもりなどを予防し、住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためのサポートが行われています。

地域の中で市民により行われるボランティア活動は、地域の特性やニーズが反映されることが多く、地域福祉の構築に重要な位置を占めます。そのようなボランティア活動を支援し、活動に必要な情報の提供を行う場としてのボランティア情報センターが社会福祉協議会内に開設されています。今後、ボランティア活動に対する市民の理解を高めるとともに、ボランティア団体の育成強化を図ることが求められています。

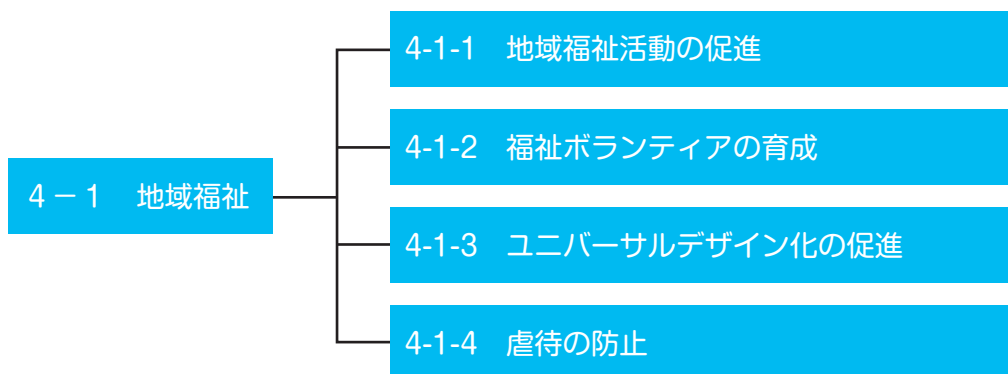
また、公共施設や公営住宅などを、人に優しいユニバーサルデザイン\*化していくことも課題となっています。

さらに、近年、社会的問題となっている乳幼児や子ども、女性、高齢者に対する虐待についても、地域福祉の観点から防止に取り組んでいく必要があります。

### 基本目標

誰もが住み慣れた地域で自立しながら、お互いがお互いを思いやり、助け合う地域社会を形成するために、高齢者の見守り活動やボランティアの育成、ユニバーサルデザインの整備等を進めます。

### 施策の体系



主要施策

1. 地域福祉活動の促進

見守りを必要とする高齢者は年々増加しており、地域での見守りをさらに推進するため、「ふれあいネットワーク」との連携を図り、見守り支援体制の強化に努めるとともに、福祉サービスの充実を図ります。

また、公共的サービスだけでなく民間で行っているサービスを含め、複合的に活用できるよう、相談窓口の充実に努めます。

2. 福祉ボランティアの育成

市民がお互いを支え合うボランティアの確保が急務のため、ボランティア情報センターを中心として、住民に対する各種研修会などを行い、人材の発掘やボランティア団体の連携・育成を図ります。

3. ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>化の促進

小郡市公営住宅等長寿命化計画に基づく建替え時には、ユニバーサルデザインを採用し、共有部分等の改善も行います。

4. 虐待の防止

近年、乳幼児や子ども、女性、高齢者などの弱者に対する虐待が増加しているため、地域での見守りや相談指導體制を強化するとともに、関係機関・関係団体等との緊密な連携を図り虐待の防止に努めます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
ボランティア登録団体数	22団体	30団体
ボランティア情報センター利用者数	6,026人	7,000人

みんなでとりくむまちづくり

- ①地域のことに関心を持ち、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ②学校等での福祉教育を通して、福祉への関心を高めましょう。
- ③コミュニティと協力して、高齢者や障害者などへの声かけや見守り活動を行いましょう。
- ④地域の子どもや女性、高齢者などに関心を向け、虐待と思われる場合は市や警察に通報しましょう。



▲小郡市ボランティア情報センター

## 第2節 高齢者福祉

### 現状と課題

介護保険制度の施行から10年が経過しました。平成27年（2015年）にはすべての団塊の世代が65歳に到達し、高齢化はますます進展します。

このような超高齢社会にあって、高齢者がいくつになっても、いきいきと生活し、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で、心のふれあいや支え合いの中で安心して生活できるような社会の構築が求められています。

本市においても、高齢者が能力と活力を十分に発揮し、住み慣れた地域で個人の尊厳を尊重されながら自立した生活を送ることができるよう、市民・事業者・行政の協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守り、ふれあいを深めながら、地域全体で高齢者を支えるまちづくりに努めていく必要があります。

また、高齢者が健康を保持し、要介護状態にならず、自立した生活を送れるよう、利用者本位のサービスづくりに努め、在宅での家族介護者の支援などに努めるとともに、社会参加や交流活動など様々な生きがいづくりが必要です。

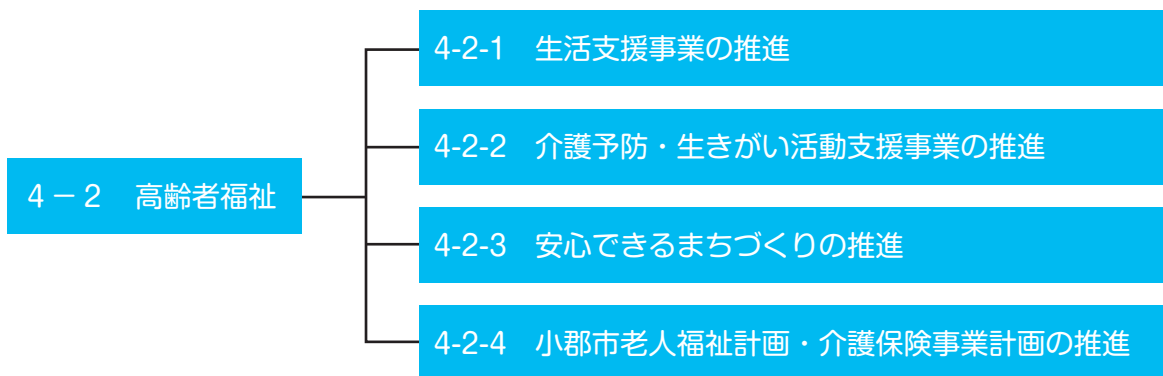
平成18年度に創設された地域包括支援センター<sup>\*</sup>では、保健師を中心に介護予防事業を展開しており、今後さらに、積極的に展開していく必要があります。

少子化と核家族化で老老介護、認認介護が問題となる中、その支えとなる地域コミュニティが弱体化しているため、安心できるまちづくりの基礎となる地域コミュニティの再生が課題となっています。

### 基本目標

高齢者が誇りと生きがいを持ち、住み慣れた地域で、なじみの人達と安心して健康でいきいきと暮らせるよう、介護予防のための指導や講座などを充実させるとともに、利用者にあったサービスづくりや在宅での介護者への支援に努めます。

### 施策の体系





主要施策

1. 生活支援事業の推進

軽度生活援助、配食サービス、寝具洗濯乾燥消毒サービスなど各種高齢者福祉サービスの充実を図ります。また、一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報サービスを充実します。

2. 介護予防・生きがい活動支援事業の推進

ボランティア団体やNPO団体との協働に努め、介護予防のための指導や講座などの充実を図ります。同時に、デイサービス事業の充実やショートステイ、ホームヘルプサービスの拡充を図り、高齢者の更なる自立支援に努めます。

また、高齢者の生きがい活動を促進するため、引き続き高齢者社会活動支援センターを拠点とした事業活動や老人クラブ活動などの充実を図るとともに、社会教育事業と連携し豊かな体験・知識・技術を活用した社会参加活動を促します。

さらに、高齢者を介護する家族を支援するために、家族介護教室などの充実に努めます。

3. 安心できるまちづくりの推進

高齢者をはじめすべての市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために、地域で支え合う仕組みづくりや福祉環境の整備、コミュニティの形成など、総合的なケア体制の整った福祉のまちづくりを推進します。

また、見守り高齢者支援情報を整備し、関係機関との情報の共有化を図り、市内における徘徊高齢者ネットワークの構築に努めます。

4. 小郡市老人福祉計画・介護保険事業計画の推進

高齢者サービスのニーズに応えるサービス提供、質の向上などを目指し、利用者の意見や要望、評価について、「小郡市老人福祉計画作成協議会」による継続的な進行管理を図るとともに、地域支援事業<sup>\*</sup>等に関する取組みを一層推進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
高齢者への介護・福祉に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	42.1%	52.0%
認知症サポーター養成講座の受講者数	963人	2,000人
いきいきサロン開催行政区数	6行政区	12行政区



みんなでとりくむまちづくり



- ①終生、自立した生活を送り要支援・要介護状態にならないよう、適度な運動と栄養のバランスを考えた食事を摂り、健康管理に気をつけましょう。
- ②身に付けてきた知識や経験、技術を活かし、学習や多世代交流など、多様な活動に参加しましょう。
- ③地域で自立して暮らすことをめざして、各種在宅サービスを活用しましょう。
- ④介護者として相談窓口や支援を積極的に活用し、よりよい介護に努めましょう。

## 第3節 母子・父子福祉

### 現状と課題

近年、ライフスタイルの多様化など社会情勢の変化に伴い、離婚件数が増加し、ひとり親家庭が急増しています。

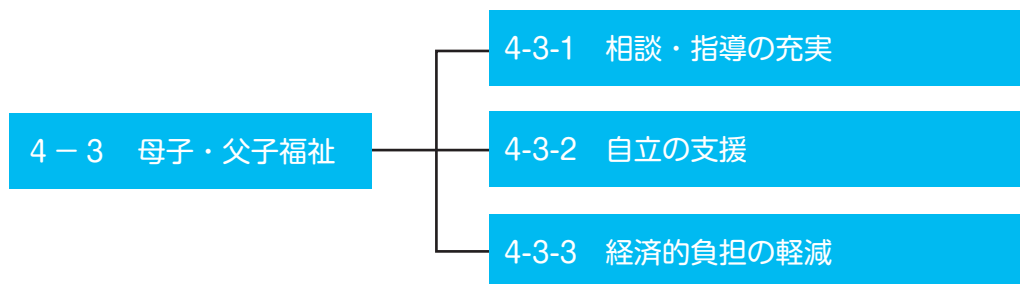
母子家庭は経済的に不安定な場合が多く、自立や就学のための支援が必要であり、また、父子家庭は経済的には自立した生活を送っているケースが多いものの、子育てに関する問題を抱えている場合が多く見受けられます。そのため社会的に孤立し、育児不安に陥りやすいひとり親家庭において、子育てが不安にならないよう、本市では、母子自立支援員<sup>\*</sup>を配置し、県の相談員とも連携しながら、自立のための就労促進や母子寡婦福祉資金貸付制度の活用、公営住宅入居の優遇制度など、母子家庭が抱えるあらゆる相談に応じています。

ひとり親家庭等日常生活支援事業<sup>\*</sup>や母子家庭自立支援給付金制度などの周知に努め、経済的な支援や自立の促進、生活の安定のために、関係機関と連携した各種相談事業を展開し、母子・父子家庭のための福祉施策の継続が必要となっています。

### 基本目標

ひとり親家庭の経済的、精神的安定と自立が図られるよう、各種制度による経済的支援や就労支援、充実した相談体制の確立に努めます。

### 施策の体系



主要施策

1. 相談・指導の充実

母子自立支援員<sup>※</sup>や家庭相談員によるきめ細かな相談・指導体制により、母子・父子家庭の抱える様々な悩み事に対応します。

2. 自立の支援

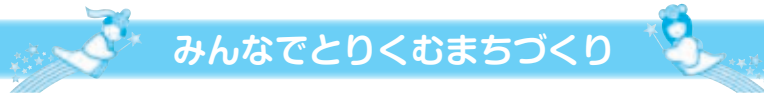
日常生活の安定を図るため、ひとり親家庭等日常生活支援事業<sup>※</sup>等により生活の支援に努めます。また、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進給付金などの母子家庭自立支援給付金制度を利用して、職業的知識や基礎的技能の習得を支援します。さらに、県の母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関と連携し、就労支援に努めます。

3. 経済的負担の軽減

児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、県が実施する母子寡婦福祉資金の貸付制度などに関する情報提供を図り、適切な利用を促進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
母子自立支援員相談回数	573回	600回
母子家庭自立支援給付金の支給件数	3件	10件



- ①自立に向けて関係機関へ積極的に相談を行いましょう。
- ②自立のための職業訓練の受講に努めましょう。



▲福祉のしおり

## 第4節 子育て支援

### 現状と課題

交通の利便性から人口増加が続いている本市では、若年層の人口流入や共働き世帯の増加により、保育サービスの需要に対して量的な不足が生じていたため、私立保育園の新設や既存保育所の定員増などにより対処してきました。

また、近年は社会構造の変化による保護者の就業形態の多様化、長時間通勤等に伴う保育時間の延長や一時預かり<sup>\*</sup>等の保育ニーズに対応してきました。今後は、保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえ、病児・病後児保育<sup>\*</sup>、障害児保育、夜間保育<sup>\*</sup>などの保育サービスの提供や相談支援体制の充実、子育て中の親が集える場所の提供など、多岐にわたる子育て支援が求められています。さらに、国においては「幼保一体化」の動きもあり、注視していく必要があります。

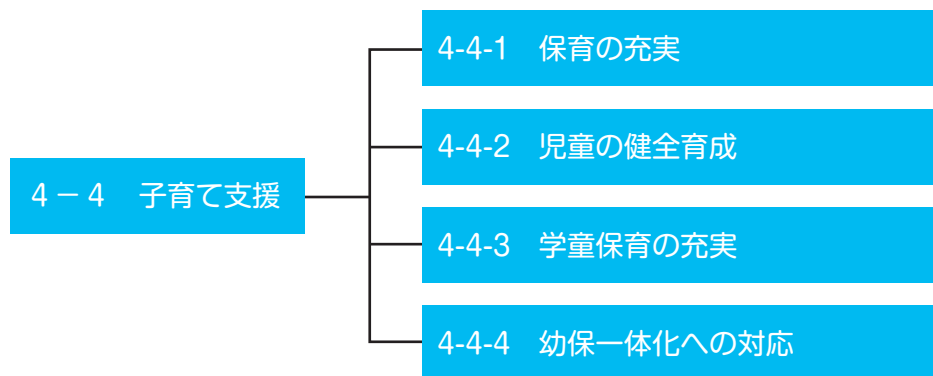
本市では、小学生の放課後健全育成を目的に、8小学校区に12の学童保育所<sup>\*</sup>を設置していますが、施設の老朽化による建替えを含めて整備を進める必要があります。

また、近年、家庭内で児童虐待や養育放棄（ネグレクト）がおきており、家庭児童相談室には毎月1～2件の通告があります。今後はすべての児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子育て支援の充実が求められています。

### 基本目標

本市では、平成21年度に「小郡市次世代育成支援地域行動計画」を策定しており、子どもたちの健全育成のため、計画に従って施策を実施していきます。また、子育ての不安や悩みを相談できる場を充実させていきます。

### 施策の体系



### 主要施策

#### 1. 保育の充実

##### (1) 保育施設の整備充実

保育需要の動向に配慮した保育を実施するため、老朽化した施設の耐震化も含めて施設の整備、増改築を進めます。また、障害児の入所を促進するため、施設の改修等も行っていきます。

##### (2) 保育内容の充実

保育所保育指針に基づき、保育内容の充実、小学校との連携、職員の資質向上などを推進します。また、行動計画において決定された延長保育<sup>\*</sup>事業、一時預かり事業等を推進・継続するとともに障害児保育にも取り組んでいきます。

## 2. 児童の健全育成

### (1) 児童相談機能の充実

家庭児童相談室や保育所の相談体制の強化を図るため、相談員及び保育士の資質向上に取り組みます。

また、幼稚園・保育所・地域子育て支援センター\*・つどいの広場など、子育てに関する不安や悩みの相談の場や保護者の交流の場の提供を行うとともに、地域子育て支援拠点に育児の悩みなどを傾聴する相談員を配置します。子育てに関する情報を、ホームページ及び冊子として整備するとともに、内容の充実を図っていきます。

さらに、ファミリー・サポート・センター事業\*により、地域における会員制の相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境の整備を行っていきます。

### (2) 児童虐待の防止

育児不安等から引き起こされる児童虐待を未然に防止するため、乳児家庭全戸訪問事業の実施及び子育てに関する相談業務の機能充実、強化を図るとともに、関連法規の趣旨普及を図り、早期発見に努めます。

また、児童虐待が疑われる場合は、関係機関との連携を密にし、その児童及び家族に対する支援を行います。

## 3. 学童保育の充実

老朽化した施設の整備と、増加傾向にある障害児の受入れのための施設整備を推進します。また、運営が不安定な小規模運営委員会への支援を進めます。

## 4. 幼保一体化への対応

幼稚園、保育所の垣根を取り払い、「(仮称)こども園」に一体化する「幼保一体化」については、未就学児やその保護者にかかわる大きな制度改正と捉え、国の動向を注視しながら、新たな次世代育成支援体制の構築を図っていきます。

### 成果指標

指標の内容	基準値 (平成21年度実績)	平成27年度目標
保育の充実など子育て支援に対する満足度 (市民アンケート調査結果より)	43.3%	50.0%
地域子育て支援拠点数	4箇所	5箇所
学童保育の入所児童数	468人	607人



### みんなでとりくむまちづくり



- ①家庭内の対話を大切にし、家庭教育の充実に努めましょう。
- ②子育てに関する悩みや問題は、気楽に相談機関を利用し、一人で悩まないようにしましょう。
- ③子育ての仲間づくりを積極的に進めましょう。
- ④子どもに関する地域活動やサークル活動に積極的に参加しましょう。
- ⑤事業所は、事業主行動計画を策定し、育児休業制度の遵守、子育てへの配慮など、子育てをしながら働ける環境づくりに努めましょう。

## 第5節 障害者福祉

### 現状と課題

障害者支援については、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者への一元的なサービス提供方式の導入や施設から在宅中心のサービス体系への移行など大きな制度改革が行われました。

本市では、障害者基本法に基づき平成20年度に「小郡市障害者計画」を策定し、小郡市における障害福祉施策の基本を示しています。また、同時に障害者自立支援法により策定が義務付けられている「小郡市障害福祉計画」を策定し、小郡市障害者計画に記載されている施策を推進するための具体的な数値やサービス等の提供方法を示しています。

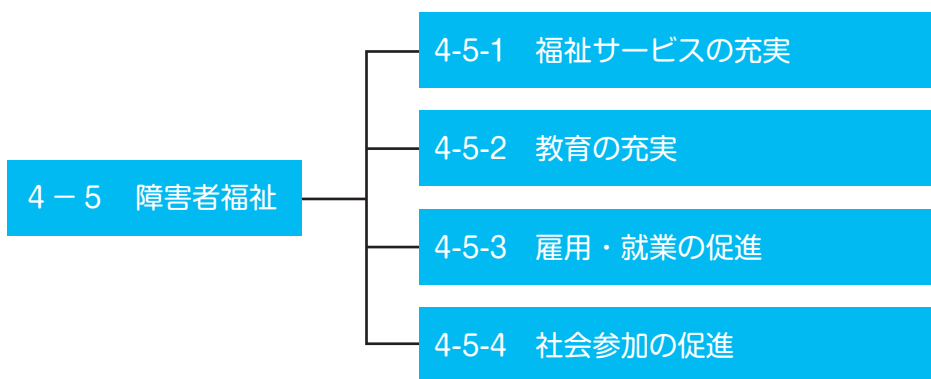
障害があっても住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会づくりが望まれていることから、市と関係機関が連携して様々な取組みを展開しています。

こうした状況に対応しながら、利用者一人ひとりのサービス利用計画に基づいたきめ細かな支援を推進することが求められています。

### 基本目標

障害がある人もない人も、住み慣れた地域で自立した生活を送り、多くの人々とともに様々な活動にいきいきと参加できるよう、「小郡市障害者計画」や「小郡市障害福祉計画」に基づき、住みよいまちづくりを進めていきます。

### 施策の体系



▲小郡市障害者計画・小郡市障害福祉計画

主要施策

1. 福祉サービスの充実

地域における包括的な相談・支援体制が取れるよう、障害者生活支援センター\*の機能を充実します。また、障害者福祉に意欲のあるボランティアの育成を図り、福祉サービスの提供体制の拡充に努めます。さらに、障害の原因となる疾病の発生予防と早期発見、重症心身障害児の早期療育体制の充実を図るなど、保健・医療・福祉サービスの連携を図ります。

2. 教育の充実

市民に対しての啓発広報活動を充実し、保健・福祉教育を進め、障害者と健常者との交流を促すことで、人権擁護に努めます。また、早期教育、学校教育を進めるとともに、社会教育の普及に努めます。

3. 雇用・就業の促進

障害者の一般雇用や福祉的就労を推進するとともに、就労の支援を行います。

4. 社会参加の促進

外出やコミュニケーションへの支援などを通して、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。また、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限活かしていきます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
障害者への支援に対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	41.0%	50.0%
相談件数（相談支援事業）	2,066件	3,000件
福祉サービス支給決定者数	343人	550人



みんなでとりくむまちづくり



- ①住み慣れた地域で生活を続けていくために、各種サービスを活用しましょう。
- ②積極的に社会参加し、社会との絆を持ち続けましょう。また、ボランティアなどとしても活動に参加していきましょう。
- ③事業所は障害者雇用への理解を深め、積極的に雇用しましょう。

## 第6節 人権・同和対策

### 現状と課題

本市では、これまで「同和対策事業特別措置法」施行以来、生活環境の改善、生活の安定、教育の向上などに取り組んできました。その結果、環境改善等のハード面については、一定の成果をみる事ができました。

しかしながら、依然として、根強い差別意識や人権侵害が存在しています。また生活実態調査では、同和地区住民の教育、就労、健康や市民への啓発活動など、多くの課題を残しています。

このような状況の中、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、本市でも平成19年に「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、市民一人ひとりの人権が保障される人権のまちづくりを推進しています。

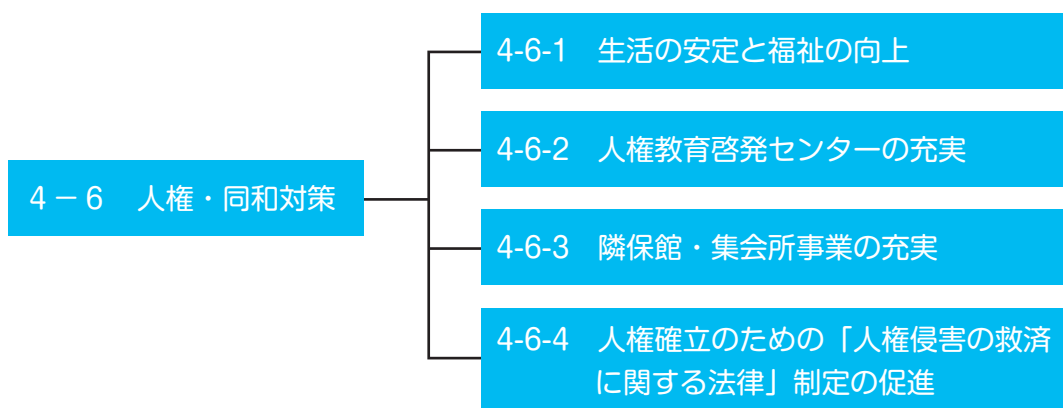
この計画では「同和問題の解決」「男女共同参画社会の実現」「子どもの人権保障」「高齢者の人権尊重」「障害のある人の自立と社会参画」「外国人の人権保障」「様々な差別解消」の7つの分野別に人権課題を設定しており、あらゆる場で人権教育・啓発の取組みを進めながら、様々な差別解消に向け諸施策に取り組んでいかなければなりません。

また、人権侵害の被害にあった人を法的に救済するための「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定が望まれます。

### 基本目標

人権教育・啓発を充実させ、一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよいまちづくりを目指して、人権・同和行政を総合的かつ計画的に推進します。

### 施策の体系





主要施策

1. 生活の安定と福祉の向上

地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、隣保館・集会所を中心として教育・就労・健康等の様々な相談を行います。さらに、ハローワーク等の関係機関と協力して就労のための各種情報の提供を行います。

2. 人権教育啓発センターの充実

人権教育・啓発を推進していくための拠点施設として、人権に関する様々な情報を収集・発信するとともに、視聴覚教材や書籍等を一括管理し、市民の利用促進を図ります。

また、人権講座の開催や講師紹介等を行いながら、幅広く学習機会を提供していくとともに、効果的な人権学習教材の開発や人権相談等を実施し、本市の人権教育・啓発の充実を図ります。

3. 隣保館・集会所事業の充実

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、地域に開かれたコミュニティセンターとして福祉と人権に視点を置いた各種取り組みの充実を図ります。

また、地域住民の状況を的確に把握しながら、地域交流事業や人権啓発事業を推進します。

4. 人権確立のための「人権侵害の救済に関する法律」制定の促進

人権が侵害された場合における被害者救済のため、一日も早い「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けた取り組みを促進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
人権相談の利用件数	42件	70件
人権教育啓発センター利用件数 利用者数	574件 9,361人	600件 10,000人
隣保館・集会所 利用件数 利用者数	1,068件 12,730人	1,200件 13,000人



みんなでとりくむまちづくり

- ①人権学習を通して部落差別をはじめとするあらゆる差別意識をなくしましょう。
- ②結婚、就労などでの差別をなくしましょう。
- ③差別やいじめをいけないことだとはっきり言いましょう。



▲小郡市人権教育啓発センター

## 第7節 保健活動

### 現状と課題

これまでは、健康診査による疾病の早期発見・早期治療といった二次予防に重点を置いて、保健事業を進めてきました。

ライフスタイルや食生活の変化により生活習慣病の若年化が進みつつあるため、食生活の改善をはじめとした食育への取組み、健康教育や健康相談、生活習慣改善指導などの一次予防に主眼をおいた事業を効果的、積極的に実施していく必要があります。

本市では、平成16年7月に開設した総合保健福祉センター「あすてらす」において、市民の健康についての施策である健診事業や健康づくり事業など、高齢者をはじめとする全市民の健康づくりを行っています。

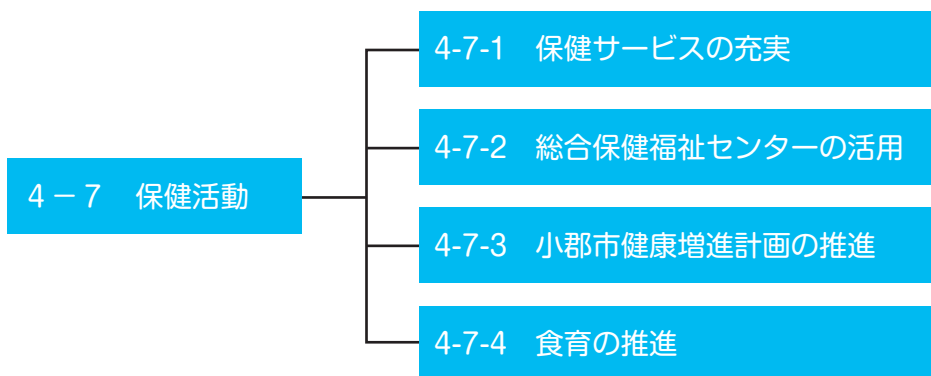
また、平成19年度に策定した小郡市健康増進計画（愛称：おごおり元気プラン）に基づいて、市民の健康づくりを進めています。

今後は、健康づくりのためのサービスをさらに充実させ、一人でも多くの市民が自分の健康に意識を向け、健康づくりを進めている関係団体等と連携しさらに深めて、市民と一緒に健康づくりに取り組める体制を構築していく必要があります。

### 基本目標

市民一人ひとりが自分や家族の健康に意識を向け、健康づくりに取り組み、健康で明るい市民生活を送れるよう、各種保健サービスを充実させ、「おごおり元気プラン」に基づき、一次予防に重点を置いた施策を展開していきます。

### 施策の体系



▲あすてらす 4か月健診

主要施策

1. 保健サービスの充実

増え続けている生活習慣病の予防に向けた事業に取り組んでいきます。また、乳幼児健診、がん検診の受診率と予防接種の接種率の向上を図るとともに、健・検診内容の充実に努めます。

2. 総合保健福祉センターの活用

「保健福祉活動・地域保健活動の核」として、各行政区や校区の健康づくりの啓発拠点施設としての役割を推進するとともに、個人利用者の健康づくりについても支援します。

3. 小郡市健康増進計画の推進

小郡市健康増進計画（愛称：おごおり元気プラン）に基づく、総合的かつ効果的な健康づくりを推進するための、「一次予防」に重点をおいた計画の推進を図ります。

また、各行政区における市民一人ひとりの主体的な健康づくりに取り組むための「健康運動リーダー」を養成し、関係機関と行政が連携した社会全体で支援する体制づくりを推進します。

4. 食育の推進

市民一人ひとりが食に対する理解や関心を深め、食生活の改善や生活習慣病の予防を行い健康な状態を維持することができるよう、適正な食生活に関する情報提供に努めます。そのために食生活アドバイザー等を養成し、様々な場での活動が展開できるよう条件整備に努めます。

また、幼稚園、保育所、学校、家庭、地域及び関係機関と連携を図りながら、成長・発達段階に応じた食育を推進し、健全な食生活を送ることができるよう、食育推進計画を策定します。



▲健康運動リーダーの活動の様子

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
各種健・検診の受診率	乳幼児健診 96.2% がん検診 20.1%	乳幼児健診 高水準の現状値を維持 がん検診 50%以上
予防接種の接種率	83.4% (日本脳炎、インフルエンザを除く)	95%以上
健康運動リーダー養成数	4区、25人	60区、120人以上
健康運動リーダーによる地域活動	1区	60区



みんなでとりくむまちづくり



- ① バランスのとれた食事を摂りましょう。
- ② 適度な運動をしましょう。
- ③ 十分な休養を取りましょう。
- ④ がん検診などで自分の健康状態を知りましょう。

## 第8節 医療体制

### 現状と課題

急速に進む高齢化や疾病構造の変化などにより、医療を取り巻く状況は日々変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化、高度化しています。

本市には、7つの病院をはじめ医院、歯科などの各種医療施設が立地し、近隣の久留米市や筑紫野市には大規模な医療機関もあり、おおむね市民の医療に対する要望には応えられていると思われます。

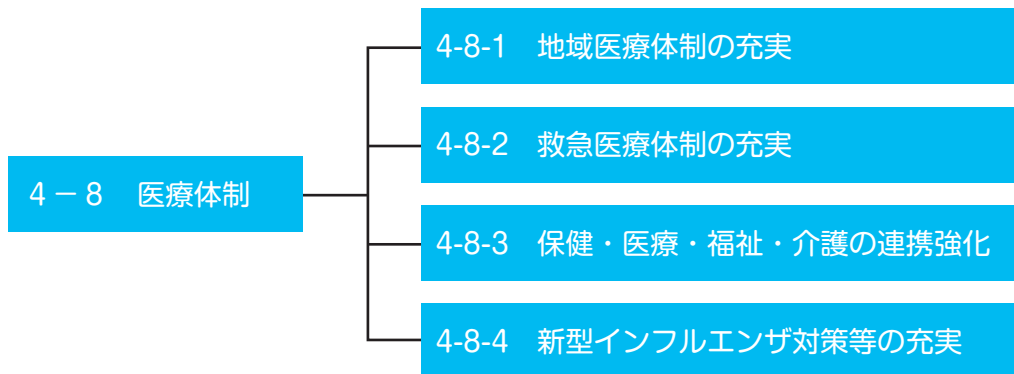
夜間や休日の救急医療体制については、小郡三井医師会等の協力により「在宅当番医制（休日診療センター）」や病院群輪番制により対応が図られています。小児医療については、久留米広域市町村圏事務組合の取組みとして「久留米広域小児救急センター」が開設されています。

今後は、感染症などへも対応していくため、分野横断的な連携による健康情報の一元化を図り、さらに体制を強化していくことが望まれます。また、今後発生が懸念されている新型インフルエンザについても、関係機関との連携により早期発見、迅速な対応に努め、健康被害や社会的・経済的被害を最小限にとどめるため対策を充実させる必要があります。

### 基本目標

身近な地域で安心して医療が受けられるよう、関係機関の協力・連携を深めながら、あらゆるニーズに対応できる地域医療体制を整備していきます。

### 施策の体系



▲小郡三井医師会休日診療センター

主要施策

1. 地域医療体制の充実

市民が適切な保健医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるよう、地域医療と行政とが連携を取る地域医療体制の充実を図ります。

2. 救急医療体制の充実

久留米広域定住自立圏\*と連携し、市民が安心できる医療環境を長期的に継続していくため、救急医療体制に関する現状把握と課題整理を行い、将来的な救急医療体制等について調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、関係機関等との調整を図りながら課題解決に向けた取組みを進めます。

久留米広域小児救急センターについて、長期的かつ安定的な診療体制の確立と、より高度な小児救急医療の提供を図るための支援を推進します。

3. 保健・医療・福祉・介護の連携強化

個人の生涯にわたる経年的な健康情報のデータ管理を行い、関係各課での健康課題の分析を進めます。また、レセプト分析等に基づき、予防可能な疾病に対し関係各課・機関との連携を強化し、効果的な保健事業を行うことで、生活習慣病の発症予防、重症化予防を行います。

4. 新型インフルエンザ対策等の充実

普段から新型インフルエンザ等の発生に備えることが重要であるため、正しい予防の知識についての普及啓発に努めます。

また、発生時には国・県や近隣市町、医師会等関係機関との連携を図るとともに、市民への情報提供を迅速に行い、初期に被害を最小限にとどめられるよう対策を講じます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
救急や病院など医療体制の整備に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	43.6%	55.0%



みんなでとりくむまちづくり



- ①かかりつけ医やかかりつけ薬局を持つように努めましょう。
- ②応急手当の知識を身につけたり、救命救急講習を受講し緊急対応ができるようにしましょう。
- ③新型インフルエンザなどの予防のため、普段からうがい・手洗いをし、咳やくしゃみ等が出る時はマスクを着用しましょう。

## 第9節 社会保障制度

### 現状と課題

#### 【国民年金】

国民年金制度は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後をはじめ、障害や死亡の場合の生活の支えとして大きな役割を果たしてきました。保険料の収納事務は国が行っていますが、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、減免の相談、申請の受理、年金事務所へつなぐ進達事務などは市が行っています。

今後も、国民年金被保険者となる市民の正確な把握と、国民年金制度への理解を広めることにより、市民の受給権の確保に努めていくことが必要です。

#### 【国民健康保険】

わが国の医療保険は、職域に応じ、事業所等で働く方のための健康保険、自営業の方などのための国民健康保険などがあり、市民の健康管理と健康増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしています。

しかし、高齢化の進展などにより、医療費は増加の一途をたどっており、国民健康保険の財源は厳しい状況にあります。

今後は、国民健康保険税の収納率の維持・向上を図るとともに、被保険者の健康づくりによる疾病の予防と医療費の適正化が求められています。

#### 【介護保険】

平成12年度に始まった介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、事業者によるサービス供給と利用者のニーズを適切に結びつけるケアマネジメントの仕組みにより、介護基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。しかし、急増する給付費の抑制やサービスの質の確保などの課題が顕在化しており、平成18年4月から予防重視の理念に基づく制度改正が実施され、新予防給付、地域支援事業<sup>\*</sup>などが導入されました。

今後も、介護予防の充実などにより給付費の削減を行いながら、制度の安定化に努めることが求められています。

#### 【低所得者福祉】

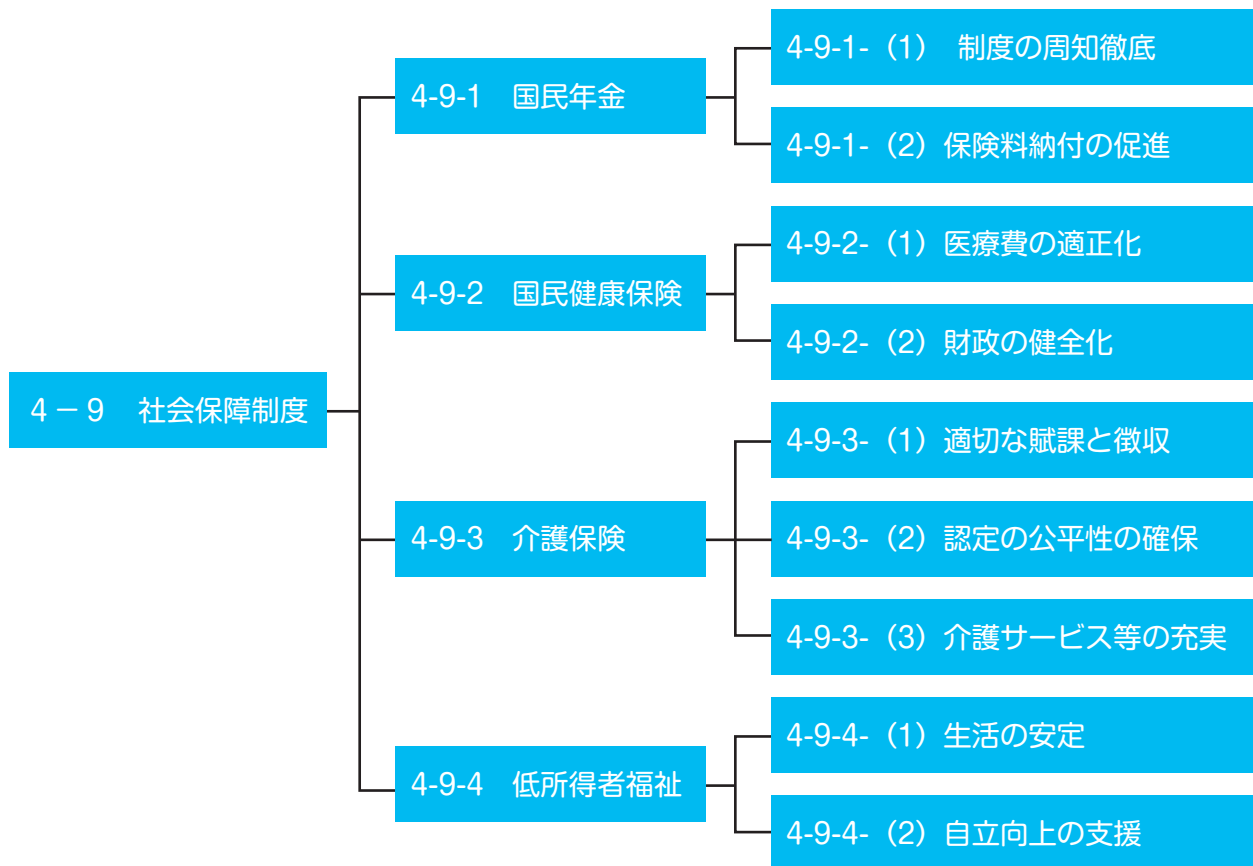
本市の平成20年度の生活保護率は2.4%（1パーミルは1,000分の1）で、平成17年度の2.9%から減少しています。

低所得者世帯は、社会的に弱い立場にあることが多く、経済的に自立できるように、民生委員・児童委員などと連携しながら、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

### 基本目標

少子・高齢化が進む中、国民生活の基盤である社会保障制度の安定化を図るため、制度の周知や収納率の向上、給付費の削減に向けて取り組むとともに、低所得者世帯の自立を支援します。

施策の体系



主要施策

1. 国民年金

(1) 制度の周知徹底

市広報紙に「学生納付特例制度<sup>\*</sup>」、「若年者納付猶予制度<sup>\*</sup>」、「国民年金保険料免除制度<sup>\*</sup>」を掲載し、国民年金保険料負担が困難な人への周知を図ります。さらに、市窓口へ来られた人には、保険料免除制度のパンフレットを配布して説明を行います。

(2) 保険料納付の促進

国民年金対象者の的確な把握と適用に努めるとともに、保険料の適正な納付を促し、検認率<sup>\*</sup>の向上に努め、年金受給権の確保を図ります。また、学生納付特例や若年者納付猶予、免除申請などの受付処理を適正に行います。

2. 国民健康保険

(1) 医療費の適正化

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上を目指します。また、レセプト点検効果率<sup>\*</sup>の向上に努めます。さらに、第三者行為の求償<sup>\*</sup>状況を的確に把握し、医療費の適正化を図ります。

(2) 財政の健全化

特定健診・特定保健指導の推進により被保険者の健康増進を図ります。また、定期的な税率等の見直しや口座振替の推進、ジェネリック医薬品の普及に努め、国民健康保険財政の健全化を図ります。

### 3. 介護保険

#### (1) 適切な賦課と徴収

介護保険滞納者は利用時期や給付の制限を受けることになるため、十分な制度の理解に努め、保険料の収納向上を図ります。そのため各種パンフレットの配布や広報等への掲載頻度を増やすとともに、困窮者に対しては納付相談しやすい環境を整えるなど、収納意欲の向上を目指す取組みを進めていきます。

#### (2) 認定の公平性の確保

公平で透明性の高い認定事務のさらなる実現のために、要介護認定の平準化事業を充実させます。また、介護サービス事業者の質の向上を図り、日頃から接している従事者等による適切なサービスの提供・説明を、利用者や家族等に十分できるよう広く情報の提供等に努めます。

#### (3) 介護サービス等の充実

介護保険サービスの適正な運用を図るとともに、地域密着型サービス施設の整備状況に対し、サービス提供量に不足が見込まれる場合、次期老人福祉計画・介護保険事業計画策定時に適正な整備に向けた検討を行います。

### 4. 低所得者福祉

#### (1) 生活の安定

##### 1) 生活保護制度の適正な運用

生活保護は、国民の最後のセーフティネットとなる制度です。その運用にあたっては、漏給防止や濫給防止のため、関係機関（民生委員・児童委員、ハローワーク、警察署等）との連携を図るとともに、他法他施策の適正な活用の徹底、収入及び資産の把握の徹底、扶養義務調査の徹底、レセプト点検、計画的な調査訪問活動等により適正な運用に努めます。

##### 2) 社会保障制度の活用

生活保護の決定及び実施にあたっては、他法他施策の優先活用が前提となっているため、生活保護の相談の中で、社会保障制度や福祉資金貸付制度を説明し、その活用を図ります。

##### 3) 住居環境の確保

低所得者の経済的自立と安定を促すため、低所得者世帯で住宅の困窮者に対して、計画的な公営住宅の供給確保を図ります。

#### (2) 自立向上の支援

##### 1) 就労の促進

児童家庭就労支援プログラム及び障害者社会参加促進プログラム実施要綱に基づき、児童家庭就労支援員及び障害者社会参加促進支援員を配置し、ハローワークとの連携のもと、世帯の状況・能力・障害の程度等に応じたきめ細かな就労支援を図ります。

##### 2) 相談指導體制の強化

民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携するとともに、児童家庭就労支援員及び障害者社会参加促進支援員を配置することにより、きめ細かな相談支援機能の充実を図ります。



## 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
特定健診の受診率	39.1%	65.0%
特定健診受診の啓発、点検効果率	年1回、0.19%	年1回以上、0.30%
国保特別会計の決算状況	▲5.28億円	赤字の解消
介護保険の普通徴収による収納率	86.5%	87.0%



## みんなでとりくむまちづくり



- ①各種社会保障制度の働きを理解し、保険料を確実に納付しましょう。
- ②健康は自分で守るという意識を持ち、疾病予防と健康増進に努めましょう。また、頻回、重複受診をやめ医療費の無駄を減らしましょう。
- ③特定健康診査や特定保健指導を積極的に受診しましょう。
- ④健診結果を活用して自分の体の状態を理解しましょう。
- ⑤市や社会福祉協議会の各種経済安定化制度を利用し、生活の安定と自立を目指しましょう。また、各種相談・指導サービスを積極的に利用しましょう。

## 第5章

# 生きる力を育む教育と地域文化づくり

## 第1節 幼児教育

### 現状と課題

本市には、公立幼稚園が2園と私立幼稚園が3園あり、豊かな情操のかん養と集団活動を通して、「生きる力の基礎を育てる幼稚園教育の推進」を目標に教育を行っています。現在、幼稚園への就園促進のため、私立幼稚園児に対して私立幼稚園就園奨励費を交付し、保護者の負担軽減に努めています。

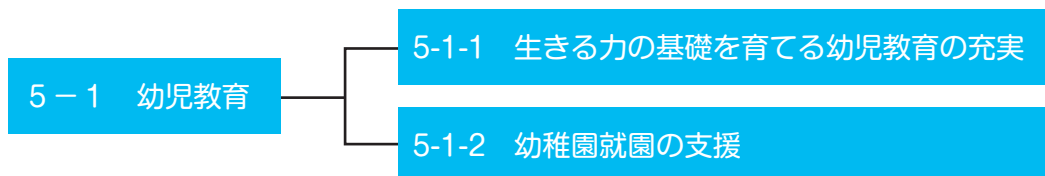
また、本市には公立保育所3箇所と私立保育所8箇所があります。保育所は、乳幼児が人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に大半の時間を過ごすところであるため、平成21年度から施行された保育所保育指針に沿って保育内容の充実を図り、保護者のニーズに応じた延長保育\*、一時預かり\*及び障害児保育等を行っています。

今後は、国の「幼保一体化」の動向を注視していくとともに、幼児教育の拠点となる幼稚園・保育所だけでなく、家庭、学校、地域社会が一体となり、一人ひとりの個性や成長に合わせた幼児教育を推進していくことが求められます。

### 基本目標

人を思いやる優しい心を持った子どもたちを育てるため、家庭、幼稚園・保育所をはじめ、地域が一体となって幼児の成長に関わっていきます。

### 施策の体系



主要施策

1. 生きる力の基礎を育てる幼児教育の充実

保育や、遊びを通して幼児期にふさわしい豊かな体験を積み重ね、道徳性の芽生えを養うなど、生きる力の基礎を育成する幼稚園教育を推進します。

保育所においては、保育所保育指針に基づいた養護や教育を進め、健康・安全及び食育を計画的に実施していきます。

また、発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育所と小学校との密接な連携を図るとともに、さらに家庭、地域社会と相互に協力して幼児教育を進めていきます。

2. 幼稚園就園の支援

保護者の負担軽減のため私立幼稚園就園奨励費を交付し、幼稚園への就園を促進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
幼児の教育の充実に対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	51.8%	55.0%



みんなでとりくむまちづくり



- ①幼稚園や保育所と家庭の役割を理解し、基本的な生活習慣や公衆マナーなどのしつけは、家庭が主体的責任を持って行いましょう。
- ②親や大人が子どもの手本となるような、規律正しい生活を送りましょう。
- ③読み聞かせなどを中心に、親子の対話を大事にしましょう。
- ④テレビやゲームからできるだけ距離を置いた生活をし、昔ながらの遊びに親しませ、情操豊かな子どもに育てましょう。



▲小郡幼稚園 運動会

## 第2節 学校教育

### 現状と課題

本市では、「志をもち、新しい時代を切り拓くたくましい小郡市民の育成」を教育目標に、確かな学力、豊かな心及び健やかな体の育成と信頼される教職員の育成及び地域に開かれた学校づくりに取り組んでいます。

社会的には、少年犯罪の凶悪化、いじめ・不登校や教職員のストレスによる様々な問題が大きくなり取り上げられていますが、本市でも、スクールカウンセラーを配置し対応にあたっています。また、登下校時の犯罪被害も懸念されるため、社会全体で子どもを見守る体制づくりが必要です。

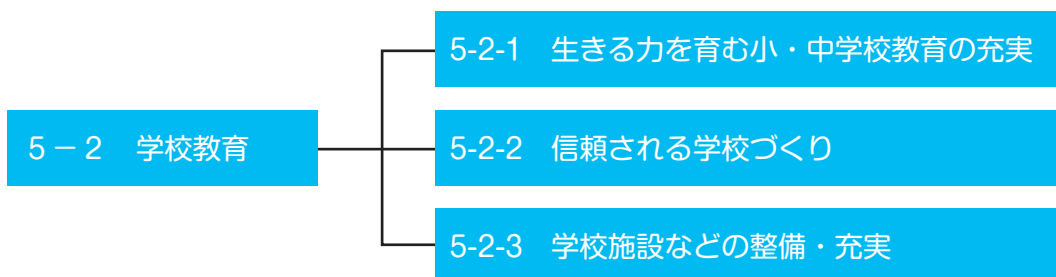
国においては、「ゆとり教育」の見直しや、人事や学級編成に関する市町村の権限の拡大など、教育改革の検討がなされており、今後は、こうした教育改革に迅速に対応しながら、「生きる力」の育成を図る教育をさらに充実していくことが重要です。そのためには、教職員の指導力の向上や地域に開かれた学校づくり、発達障害児等への特別支援教育<sup>\*</sup>の充実、いじめ・不登校への対応、「生きる力」を育む食育への取組み、教育施設・設備の充実などに努めていくことが求められています。

学校施設については、耐震補強工事終了後、早期に老朽化した施設の大規模改修工事を再開することが必要です。また、学校給食については施設の老朽化が進んでいるため、整備を検討していく必要があります。

### 基本目標

自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、他と協力して未来を切り拓いていく力を持った子どもたちを育成するため、学校・家庭・地域が一体となって「生きる力」を育む教育を実践します。また教育力向上を目指し、教職員の資質の向上を図る研修を充実させていきます。

### 施策の体系



## 主要施策

## 1. 生きる力を育む小・中学校教育の充実

## (1) 確かな学力の育成

「確かな学力」を育成するため、基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指します。また、習得した知識や技能を活用しながら、言語活動を充実し、学んだことを生かすための授業を推進します。

さらに、少人数学習を推進して個に応じた指導を行うことや、国際化・情報化社会に対応した小学校英語活動や情報教育を行います。

特に情報教育においては、教職員の研修を実施し、教科指導へのICT<sup>\*</sup>の効果的な活用をはじめ、児童生徒への情報活用能力の育成と情報モラル教育を推進します。

特別支援教育<sup>\*</sup>については、個に応じた継続的な指導を行います。

## (2) 豊かな心の育成

「豊かな人間性」を養うことを目的に、道徳教育を行うための指導や支援を行います。

いじめ・不登校の早期発見・早期対応と早期解消を行うための情報提供や場の提供等の支援を行います。また、メンタルヘルス・ケアの強化を図るため、スクールカウンセラー等の配置の充実に努めるとともに、関係機関と連携した組織的な取組みを推進します。

## (3) 健やかな体の育成

「健やかな体」を育成するために、児童生徒の体力の実態に基づいた体力向上プランの作成を推進し、授業や学校行事の改善に向けて情報提供等の支援を行います。

## (4) 地域との連携

児童生徒の登下校の安全確保に向けた取組みの充実を図るため、警察をはじめ区長会・老人会等の関係機関や団体、ボランティアと積極的な連携を進めます。また、学校支援ボランティアによる指導により、教育内容の充実を図ります。

## (5) 食育の推進

健全な食生活は、学力向上や健全な心身と豊かな人間性を育むためにも重要な要素であるため、今後も学校給食を通して正しい食習慣を培うとともに、学校、家庭、地域の連携を図りながら食育を推進していきます。

## 2. 信頼される学校づくり

自己評価・学校関係者評価の実施と公表・説明に取り組みます。また、学校評議員や地域の人材を活用した学校支援体制の確立を図ります。さらに、地域に開かれた学校づくりを推進するとともに、児童生徒の地域行事等への参加も積極的に促進します。

学力実態の分析を生かし授業改善を目指す校内研修や、教職員の創意工夫が生かされる協働的な学校運営体制システムづくりを推進します。また、多様な研修の場の提供と教育課題の解決をめざす調査研究の実施を推進します。

教職員が子どもと向き合えるようにするため、人的配置等の条件整備をはじめ、関係機関と連携した取組みを進めるとともに、教職員のメンタルヘルスに配慮した支援等を行います。



▲電子黒板を活用した学習（のぞみが丘小学校）

### 3. 学校施設などの整備・充実

#### (1) 老朽校舎の改造整備の促進

学校施設の大規模改造事業は、耐震事業完了後の平成24年度から老朽化の著しい施設より順次実施し、施設の整備・充実を図ります。

#### (2) 学校給食に伴う施設の整備

児童生徒に対する「安全・安心でおいしい給食づくり」の観点から、老朽化が進んでいる施設の整備を早急に行う必要があります。一層の魅力ある学校給食の実現を図るため、施設のあり方について教育的視点を踏まえ検討をしています。

#### (3) 教育施設及び備品の充実

IT機器に関しては、教職員のパソコン整備に伴うセキュリティポリシーの策定及び必要に応じて機器の更新やネットワークの再構築を実施するとともに、指導に必要となる教材備品の充実に努めます。

### 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
学校支援ボランティア活動参加のべ人数	4,182人	5,100人
小・中学校の大規模改造実施棟数	—	7棟 (平成24～27年度)

### みんなでとりくむまちづくり

- ①学校と家庭の役割を理解し、基本的な生活習慣や家庭学習の習慣は家庭でしっかり身につけさせるとともに、家族の一員としての役割を持たせましょう。
- ②PTAを中心に保護者と教職員の交流を図るとともに、学校行事などに積極的に参加することを通して教育活動や学校運営の充実に向けて支援しましょう。
- ③地域住民として子どもの安全確保、子どもの居場所づくり、職場体験等に協力するとともに学校運営を積極的に支援しましょう。



▲まなざしネットワーク（登下校支援ボランティア）



▲小郡運動公園アスレチック広場で遊ぶ子どもたちの様子



▲味坂小学校で行われた招待給食の様子

## 第3節 青少年教育

### 現状と課題

少子化や核家族化など社会環境の変化の中で、幼少期から塾や習い事、長時間のゲーム利用など個人主義のライフスタイルとなり、家族の絆、身近な地域社会との人間関係が希薄になってきています。また、青少年を取り巻く環境は、有害なインターネットなどの情報や図書の氾濫、少年による凶悪・粗暴な事件の多発、シンナー等の薬物乱用少年数も高水準にあり、きわめて憂慮すべき状況にあります。

このような社会背景の中で、青少年が自分の夢を確立し、地域社会でボランティアやリーダーとして地域活動に参加し、地域での仲間づくりや地域の課題に取り組むことが求められています。

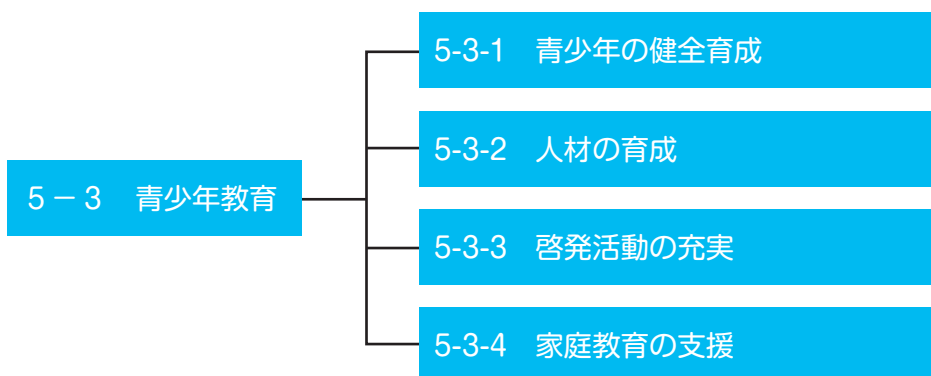
平成18年の教育基本法の改正で、「家庭教育」、「幼児教育」に関して、保護者や行政の努力義務が新しい条文として規定されました。さらに、平成20年6月には「社会教育法」の改正、同年7月には「教育振興基本計画」により、社会全体でのきめ細やかな家庭教育支援が求められています。

「青少年は地域で育む」という視点に立って、各種体験活動などを通して青少年の社会参加を促し、次世代を担う青少年の健全育成のために望ましい地域環境づくりが求められています。

### 基本目標

団体活動を通して、社会の一員として自覚を高めることができる、青少年活動を促進します。また、家庭、学校、地域、関係団体が連携し、青少年の健全育成に努めます。

### 施策の体系





主要施策

1. 青少年の健全育成

青少年育成市民会議と行政の連携を図りながら青少年の安全確保に努めるとともに、地域に根ざした青少年活動を進めます。また、子ども達の居場所づくりや交流の場として、自治公民館の開放や校区公民館の活用を支援します。

2. 人材の育成

子どもの体験学習や研修会・交流会を実施して、子ども会のリーダーや中高生であるジュニアリーダーの全市的な育成を図ります。

また、子ども会の保護者や自治組織関係者向けの研修会を行い、子ども会育成者や子どもの地域支援者の育成を図ります。

3. 啓発活動の充実

ホームページや広報紙、チラシ等の内容充実により青少年に関する事業の周知を図ります。

4. 家庭教育の支援

父母その他の保護者への家庭教育や家庭教育出前講座など、数多くの学習機会を提供し、きめ細やかな家庭教育・子育て支援を推進します。



▲子ども会リーダー育成研修会

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
子ども会リーダー育成研修会参加者数 （一泊二日の宿泊研修）	18人	30人
青少年に関する事業の参加者数	447人	550人
家庭教育支援事業（講座・教室・講演会）の開設数	21講座	28講座



みんなでとりくむまちづくり



- ①地域であいさつ運動を展開するなど、家族や近隣住民とのコミュニケーションを深めましょう。
- ②青少年や地域のいろいろな世代との交流の場に積極的に参画しましょう。
- ③大人が他人の子どもを叱ることのできる地域づくりに取り組みましょう。

## 第4節 人権・同和教育

### 現状と課題

本市では、平成7年に「小郡市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」を制定し、同和教育の推進に取り組み、平成11年には「人権教育のための国連10年」小郡市行動計画を策定し、同和教育をはじめあらゆる人権教育を積極的に進めてきました。また、平成12年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定を受け、市民と市が協働して一人ひとりが差別をなくす市民に変わり、差別のない小郡市を築いていくために、平成19年には「小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、この計画に基づき人権課題の解決に向け取り組んでいます。

具体的には、学校における教職員への研修の充実、各種研修会などによる地域人材の育成、講演会・広報紙を通しての市民意識の啓発、各種機関団体活動の支援など、様々な取り組みを行ってきました。さらに平成13年には小郡市同和問題市民意識調査を行い、同和問題を中心に人権問題に対する市民の意識を把握し、人権・同和教育及び啓発の成果と課題を明らかにし、市民啓発を効果的に行う基礎資料として活用してきました。地域人材の発掘・育成に努めているものの、地域によるばらつきが見られるため、情報交換できるような市内のネットワーク化を行うことが課題です。

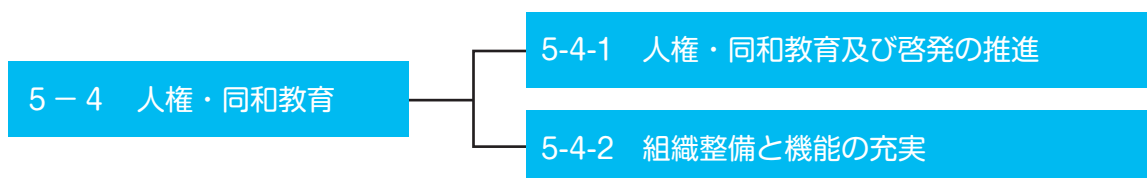
誰もがかけがえのない人間として尊重される、差別のない平等な社会を確立していくために、〈差別をしない〉のではなく、〈差別をなくす〉態度を培うような啓発活動や研修活動を充実させ、人権尊重の精神のかん養に努めるとともに、人権侵害に対する擁護体制を強化していくことが求められます。

### 基本目標

同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通し人権を守り育てる個人を育み、かつその個人を育むことのできる地域社会の創造に向け、人権のまちづくりに取り組んでいきます。

学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権であるという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの学力と進路の保障に努めていきます。

### 施策の体系



主要施策

1. 人権・同和教育及び啓発の推進

(1) 学校における人権・同和教育の推進

校長のリーダーシップと教職員の共通理解による組織的、継続的な人権・同和教育を推進するため、管理職、人権・同和教育担当者や新任教職員の研修及び校内研修の充実を図ります。学校教育と子どもの学力を支えている家庭と地域の教育力を支援し、学力保障を確実にする取組みを進めます。

また、市内各学校は、中学校区での「人権のまちづくり」推進組織への参画を通して、地域に開かれた教育を進め、人権意識の高揚に努めます。さらに、保護者の人権意識を高めるため、市内学校のPTAにおいて研修の充実を図ります。

(2) 地域における人権・同和教育の推進と指導者の育成

「人権のまちづくり」などを通して地域の人材の発掘・育成に努めます。また、校区内の関係各機関等のネットワーク化を図るとともに、市全体での推進組織確立に向けて研究協議を進め、活動を促進・充実していきます。

啓発資料の整備・貸出等について、一括して管理・整備を行うよう努めます。また、地域の実態に応じた機能的な活動ができるような支援に向け、校区内関係者と連絡・調整を図ります。

市職員や関係諸機関職員に対しては、人権・同和教育研修の充実に努め、職員一人ひとりが同和問題をはじめ様々な人権問題を解決していく主体者となるように育成していきます。

(3) 人権・同和教育啓発事業の推進

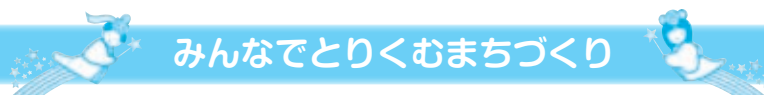
「人権のまちづくり」推進組織と連携し、より地域に密着した啓発事業を推進します。また、中学校区単位で開催されている人権フェスティバル等のさらなる充実を図ります。さらに、人権教育啓発センターと連携し、「人権のまちづくり」のための情報交換を行い、市民のニーズにあった啓発冊子など啓発資料を作成するとともに、それを活用した啓発活動の充実及び指導者育成研修や七夕人権考座など各種講座での研修に力を注いでいきます。

2. 組織整備と機能の充実

各校区の人権問題啓発推進委員会の機能の充実を図るとともに、「人権のまちづくり」との連携を強化します。また、小郡市、三井郡での合同研修などで交流・連携を図ります。さらに、市人権・同和教育研究協議会など研究・研修団体の組織の整備と機能の充実に向け、支援を行っていきます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
研修会時のアンケートによる満足度	90.0%	93.0%
人権問題解決のための取組みに対する満足度（市民アンケート調査結果より）	63.4%	65.0%



みんなでとりくむまちづくり

- ①人権・同和問題に関心を持ち、研修会や講演会などに積極的に参加し、学習を深めましょう。
- ②差別やいじめなどを自分の問題としてとらえ、人権が尊重される社会の実現に寄与しましょう。

## 第5節 生涯学習

### 現状と課題

各個人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、またその成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められています。継続的な学習へのニーズに応えられる環境整備、すなわち学ぶ機会の充実とその成果を生かせる環境づくりが必要です。

本市では、市民への学習に関する情報提供、学習相談等をはじめ、生涯学習センターを社会教育施設の拠点として位置づけ、7つの校区公民館と68の自治公民館などで、市民ニーズに即した講座や各種団体サークル、個人の活動への支援など様々な事業を展開しています。生涯学習の課題は社会の変化に対応して目まぐるしく変化しているため、変化に対応した施策を実施していく必要があります。

学校教育面では、生涯学習ボランティア、生涯学習課講座の受講生・地域住民が学校に出向いての学校支援活動が定着してきています。

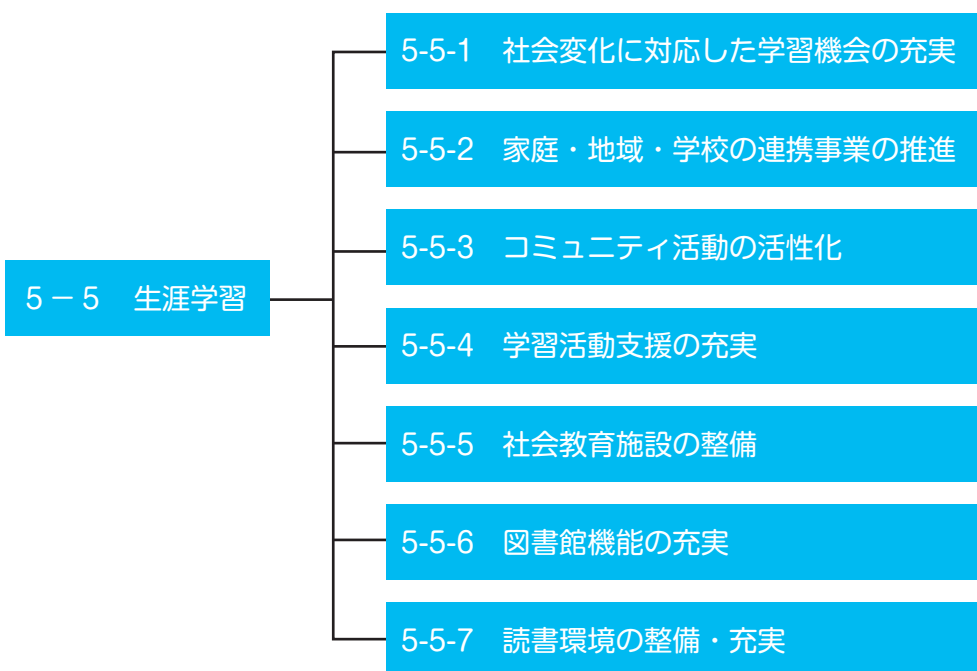
急激に変化している現代社会の中で、地域の多様な課題を解決するためには、行政・NPO・ボランティア団体・民間企業などが連携・協働していくことが必要です。そのためには、地域の人材育成、自主学習グループへの支援、地域ボランティアとして学習成果を生かすことができる社会システムづくりが重要です。

図書館では、久留米広域市町村圏事務組合や3市1町の図書館協力協定による広域貸出などの協力・連携を進めていますが、今後はさらに広域な連携に向けて協議を進めていく必要があります。

### 基本目標

市民一人ひとりが自己実現を図り、生きがいや心の豊かさをもって生活ができるよう学習機会を充実します。また、個人の学習成果が社会に還元され社会全体の持続的な教育力の向上につなげるため、学習機会や支援体制を整備します。

### 施策の体系



## 主要施策

## 1. 社会変化に対応した学習機会の充実

個人の要望だけではなく、社会の要請、地域の課題、社会変化に対応した多様な学習機会を提供するとともに、参加への啓発活動を推進します。また、各個人の学習成果を生かす機会を充実し、男女共同参画や地域・社会活動参加を促進します。

## 2. 家庭・地域・学校の連携事業の推進

子どもたちの地域活動、レクリエーション・スポーツ活動、伝統文化の継承、社会から求められている活動等の子どもの学習について、家庭・地域・学校と連携しながら支援します。

## 3. コミュニティ活動の活性化

コミュニティ活動の拠点として公民館運営の一層の活性化に努めるとともに、自治公民館長の学習会や施設研修の充実に努めます。また、モデル地区を隔年3地区指定し、特色ある活動に取り組んでもらい、地域コミュニティの活性化を図ります。

## 4. 学習活動支援の充実

主催講座の受講生が自主グループとして、地域や学校でボランティアとして活動できるよう育成・支援を行います。また、生涯学習ボランティア制度の周知を図るとともに、ボランティアを必要としている地域や学校と、社会参加したい人々の双方向にボランティア情報を提供します。

## 5. 社会教育施設の整備

老朽化の進んでいる校区公民館の整備に努めるとともに、大原校区公民館の整備を検討していきます。また、校区公民館と自治公民館の機能の充実及び運営の支援を図るとともに、地域活動の主体となる公民館の環境整備を推進し、公民館相互の協力体制を確立していきます。

## 6. 図書館機能の充実

すべての市民に「ひらかれた図書館ー親しみやすく、入りやすく、いこいとやすらぎのある図書館」としてサービスの向上を目指します。

第2次「小郡市子ども読書活動推進計画」、「教育施策要綱」、「図書館サービス基本方針」、「図書館の望ましい運営と数値基準」に基づき、効率的・効果的な運営を行います。

「地域の知の拠点」また「地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点」として市民へサービスを提供します。

近隣市町とのさらなる広域連携を協議していきます。

## 7. 読書環境の整備・充実

「読書のまちづくり日本一」を目指して、資料の充実はもとより移動図書館車の巡回、図書宅配サービス、ブックスタートなど市民が利用しやすい読書環境の整備・充実を行います。

また、「家読」の推進や図書館と学校との連携をさらに強化し、学校・家庭・地域での読書環境の整備・充実を行います。



▲ブックスタート

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
支援講座（女性・高齢者・団塊世代・障害者・パソコン・男の料理教室等）の開設数	30講座	35講座
小中学校、学童、幼稚園、子ども会等へのボランティア派遣件数	20件	30件
自治公民館専任館長数	50人	55人
生涯学習ボランティア、高齢者ボランティア講座の利用又は派遣件数	33件	45件
図書貸出冊数	426,393冊	435,000冊



みんなでとりくむまちづくり



- ①いろいろな講座、講演会、地域行事・イベント、団体活動などに積極的に参加し、仲間づくりを行うとともに、まちづくりに関する活動に参加しましょう。
- ②学習活動で培った知識や技術、経験などを学校支援活動や地域活動に生かしましょう。
- ③家庭内で読書に親しむとともに、読書ボランティア等、市民の活動できる場に積極的に参加しましょう。



▲東野校区公民館



▲パソコン講座の様子



▲本の読み聞かせ（大原小学校）

## 第6節 文化活動

### 現状と課題

本市では、各種文化芸術団体が積極的に活動を続け、市民文化祭や隔年行事の芸術祭、音楽祭、さらには市民ミュージカルの上演など活発な活動が行われており、芸術・文化の振興・発展と底辺拡大に貢献しています。しかし、一部には会員の高齢化や減少がみられるため、リーダー養成や次世代を担う後進の育成が求められ、自主的な運営活動を展開することが望まれています。

本市出身の文学者故野田宇太郎氏の功績を市内外に広く顕彰するため、貴重な文学資料を集めた野田宇太郎資料館を開設し、展示・保存しています。また、毎年野田宇太郎生誕祭を開催し、県内外から1,200編以上の献詩の応募があつています。

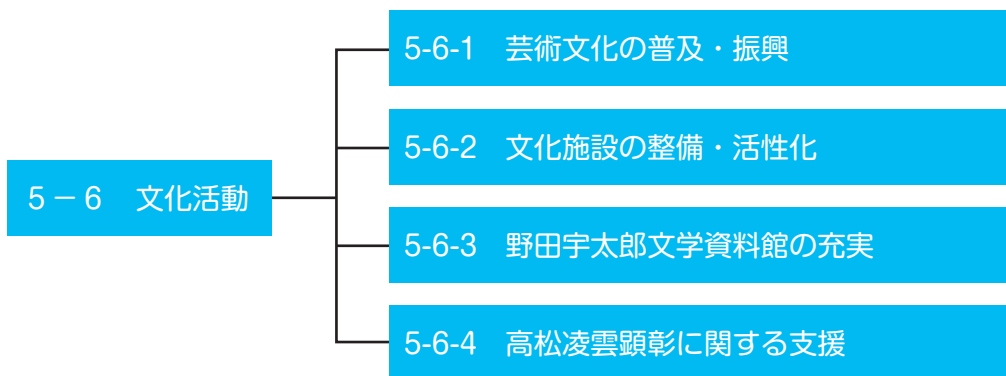
小郡音楽祭は創設から19年目を迎えますが、市民生活に浸透し、市民による音楽創作活動の総合的発表の場として、活発な音楽活動が展開されています。この音楽祭は、市民の文化に対する認識と理解を深めるとともに、地域文化の振興・発展を図る重要な一翼を担っています。

文化会館については、建設後23年を経過し老朽化しているため、施設の整備・修繕を行い、地域文化の核となりうる環境を整えていく必要があります。また、各種文化団体組織の自立、活性化及び相互の連携が課題となっています。

### 基本目標

市民一人ひとりが市民自身の生み出す豊かな文化に触れ、また、自分自身が文化の担い手となりえるよう、文化団体の自主的な運営を支援し、活動場所となる施設の整備を進めます。また、地域文化情報を市内外に発信し、文化の振興・発展に努めます。

### 施策の体系





主要施策

1. 芸術文化の普及・振興

市広報、生涯学習ニュース、ホームページ等の積極的活用により、文化事業協会、市民文化祭、小郡音楽祭の催し物を広く市民に広報し、地域文化の振興発展を促進します。

また、市民主体の文化活動を支援するとともに、魅力ある自主事業に取り組みます。

さらに、芸術文化活動を担う人材のネットワーク化を図るため、独自に活動しているサークルやボランティアの市文化協会等への加入を促進し、組織化を図ります。



▲小郡音楽祭 ハーモニー in おごおり

2. 文化施設の整備・活性化

文化会館の老朽化による修繕、時代に対応した設備更新を年次的に進め、安心・安全・快適な文化施設づくりを促進します。併せて文化事業内容の質・量の充実を図り、利用者の満足度を上げ、文化会館利用者数の増大を図ります。

3. 野田宇太郎文学資料館の充実

資料のデータベース化と保存処理を完了させ、市民の貴重な財産として活用・公開を目指します。

また、常設展示や企画展示を充実させて、野田宇太郎氏の功績を市の内外に広報PRしていきます。

4. 高松凌雲顕彰に関する支援

高松凌雲は本市で生まれた偉人であり、平成23年は生誕175年にあたります。

今後も、高松凌雲顕彰会が行う活動に対して支援を行うとともに、学校教育などへの活用を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
ハーモニー in おごおりの参加団体数	33団体	35団体
文化協会会員数	1,066人	1,250人



みんなでとりくむまちづくり



- ①個人の芸術・文化活動をまちづくりに活かせるよう協力しましょう。
- ②文化グループ活動に参加するとともに、新たな地域文化の創造に取り組みましょう。

## 第7節 文化財

### 現状と課題

本市には、国指定史跡の小郡官衙遺跡群をはじめとして、国・県・市により19の文化財が指定されています。

小郡市埋蔵文化財調査センターは、市内の開発に伴う発掘調査や重要遺跡の発掘調査を行い、出土した資料の整理・収蔵を行っています。また、文化財の学習の場として利用できるように展示室・収蔵スペースを設け、さらに研修室・体験学習室では様々な講演会・古代体験講座などを開催し、教育普及活動を通して市民文化の向上に努めています。

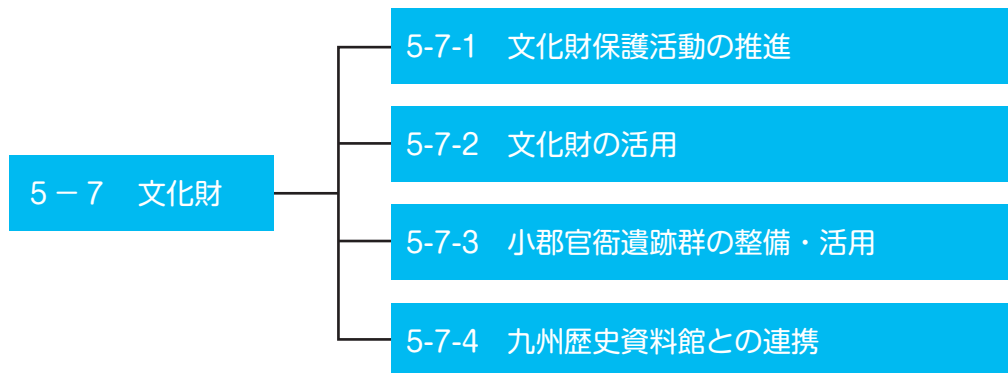
文化財保護法の改正に伴い、市文化財保護条例の改正を行い、伝統的建造物群、文化的景観の新たな項目を保護対象に加えました。今後は、この分野の指定追加が課題です。また、今後文化財を地域外にも発信して観光・見学などに広く活用していくことも課題です。さらに、小郡官衙遺跡は公有化されたものの、一部に未整備地が残っており、今後その部分の環境整備が課題として残っています。

本市には、無形民俗文化財の「早馬祭」や無形文化財の「上岩田注連ねり（人形じめ）」など、本市が指定する伝統行事や伝統芸能が残されています。こうした地域独自の伝統行事や伝統芸能は、コミュニティ形成のための重要な役割も担っており、その積極的な保存、育成が必要です。

### 基本目標

歴史に息づく文化財（有形、無形、文化的景観）や伝統芸能に関する認識を深め、地域や市民の総意で大事に守りながら、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外へ発信し、観光などにも活用していきます。

### 施策の体系



主要施策

1. 文化財保護活動の推進

文化財保護条例改正に伴い新たに加わった項目を中心に、指定・登録物件の追加を行います。また、文化財として保護する対象を地域の歴史と文化に広げた柔軟な対応を行います。さらに、博物館構想について検討を進めます。

これらの取組みを総合的にまとめた文化財行政の基本方針を作成し、実施の可能性の高いものから実施していきます。

2. 文化財の活用

文化財を新たに電子媒体などにより外部へ発信するシステムを構築し、文化財を観光や生涯学習に役立てられるよう環境づくりを進めます。

また、文化財を活用した地域社会のコミュニティ形成ができるよう、積極的な支援を行います。

3. 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群全体を保存するため保存管理計画を策定します。併せて、公開のための整備基本構想、整備基本計画、さらに整備実施計画を作成して、整備に取り組みます。

4. 九州歴史資料館との連携

平成22年11月に開館した福岡県立九州歴史資料館と展示品の交換、講演会の共催、体験学習、指導者交流などを実施し、文化財保護につながる連携を進展させます。



▲九州歴史資料館

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
国・県・市指定文化財の指定・登録件数	19件	22件
歴史・文化の保全・活用に対する満足度（市民アンケート調査結果より）	61.0%	65.0%



みんなでとりくむまちづくり



- ①地域の歴史遺産や伝統芸能についての知識を深めましょう。
- ②市の歴史文化についての学習を進めるとともに、個人や法人が所有する文化財を大切に残しましょう。
- ③地域の伝統芸能や祭りなどに積極的に参加し、伝統芸能の継承に努めましょう。

## 第8節 スポーツ・レクリエーション・・・・・・・・

### 現状と課題

本市では、40年以上の活動実績のある体育協会を中心に、競技スポーツ、地域スポーツが盛んに行われています。市内には、小郡運動公園をはじめ体育館、武道場、地域運動広場などスポーツや健康づくりに利用できる施設が整っています。しかし、施設が古く維持管理に多くの時間と費用がかかっており、安全上の観点からも早急に建替えや補修が必要となっています。

市では体育協会と連携し、初心者を対象としたスポーツ教室の開催や地域（子ども会等）へのレクリエーション指導などを行うとともに、軽スポーツやニュースポーツの普及にも努めています。今後は、指導者の確保・育成や指導体制の確立を図り、気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの普及体制の充実が求められています。

また、各校区にスポーツ振興委員会が発足したため、今後は、連合会組織の結成に取り組む必要があります。

### 基本目標

スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

### 施策の体系

5-8 スポーツ・レクリエーション

5-8-1 スポーツ・レクリエーション活動の充実

5-8-2 スポーツ環境の整備・充実



▲小郡わいわいクラブ

主要施策

1. スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が生涯にわたってスポーツに親しむと同時に、スポーツ・レクリエーション活動を通じた地域・住民の交流を促進するため、市主催事業・各種軽スポーツ事業の内容充実を図ります。

また、スポーツ振興委員会との連携による事業や総合型地域スポーツクラブ\*「小郡わいわいクラブ」を通して、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに参加する機会を確保します。

さらに、プロスポーツの観戦・体験など運動公園を活用した事業を奨励し、スポーツを楽しむ機会を提供します。

2. スポーツ環境の整備・充実

(1) 施設整備

市民が安全にスポーツを行える環境を整備するため、順次、既存施設の改修や利用方法の改善等を行うほか、近隣市町との協力・連携を図り、市民のスポーツ環境の充実を図ります。

また、今後の総合的なスポーツ振興を図るために「小郡市スポーツ振興計画」を策定する中で、施設整備を検討します。このため、各種関係団体の代表者による準備会の設置を行います。

(2) 指導者の確保・育成

生活の中に定着したスポーツ・レクリエーションの普及を目指し、各種団体や指導者向けの研修会を開催します。併せて、スポーツ振興の中心的役割を担う体育指導委員が、地域（行政区・校区）のスポーツ振興委員会との連携を図ることにより、地域スポーツ指導者等の育成・確保を図ります。

(3) 組織・体制の整備

生涯スポーツの振興を推進する体育指導委員の活動の充実を図るとともに、地域（行政区・校区）スポーツの中核である「スポーツ振興委員会」の育成のため、連合会の組織化を図ります。

また、競技スポーツ振興のため、体育協会の育成強化と大会等への参加奨励を行うとともに、総合型地域スポーツクラブ「小郡わいわいクラブ」の育成を通して、市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
スポーツの振興に対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	59.3%	65.0%
各種団体・指導者向け研修会の開催	—	1回/年
小郡市スポーツ振興委員会（仮称）の組織化	—	組織済み

みんなでとりくむまちづくり

- ① 何らかのスポーツやレクリエーションを定期的に行い、心身の健康を維持・増強しましょう。
- ② スポーツやレクリエーションを通して同世代や異世代との交流を図り、ストレスの発散に努めましょう。
- ③ スポーツ活動で培った知識や技術、経験などを活かし、指導者として地域住民の方に還元しましょう。

## 第9節 交 流

### 現状と課題

政治・経済・文化・スポーツなどのグローバル化が進むなか、これからは、国際的な視野で活動できる人材の育成が急務であり、そのための環境づくりが求められています。

本市では、市民の国際感覚や意識の深化を図るため、国際理解講座やホームステイの受入れ支援を行っています。また、ともに暮らす外国人が住みやすいように、日本語教室を設置すると同時に、英語、中国語、韓国語の対訳つきの暮らしの便利帳を配布しています。さらに、おごおり国際交流協会を中心に外国人との交流が行われており、市もその支援を行っています。今後も、市内に在住する外国人が暮らしやすく、また、市民との交流が促進されるようなより一層の取組みが必要です。

中学校での外国語教育では、外国語への習熟と異文化理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）と連携して授業を行っており、地元外国人をゲストティーチャーとして迎えた授業も行っています。新学習指導要領により小学校での外国語教育が行われることになったため、各小学校内で英語活動を推進する英語活動サポーター1名を教職員から選出しており、今後も、外国語指導助手（ALT）と連携した取組みが必要です。

地域の中で心豊かな生活を送るためには、障害者・高齢者・若者・幼児など世代や立場を越えた多様なふれあいの場も必要です。今後は、様々なイベントや催しを通して交流機会を創出することや、地域内交流を図っていくことが課題です。

### 基本目標

多文化共生のまちづくりを目指して、年代に応じた多様な国際交流や学習を進め、国際化に対応できる人材の育成や市内の環境づくりを進めていきます。また、すべての市民がいきいきと生活を送れるよう、多様な交流の場の創出に努めます。

### 施策の体系



主要施策

1. 国際交流と多文化共生の推進

市民と協働して、市民の国際理解の深化及び国際交流事業への参加を推進します。

ともに暮らす外国人が住みやすいまちとするための環境づくりを推進します。

また、市民と市内在住外国人との交流を促進し、多文化共生のまちづくりを目指します。



▲日本語教室

2. 国際理解教育の推進

外国語指導助手（A L T）による小・中学生への英語授業や異文化理解などの国際理解教育等を通して、国際的な視野の育成に取り組みます。

3. 世代間交流・地域内交流の促進

市民との協働によるまちづくりを進めることにより、市民活動やボランティア活動などを通して、多様な世代の交流や地域内での交流が行われることを目指します。

また、市民や地域の一体感の醸成を図るため、様々な地域行事やイベントなどの交流活動を促進するとともに、市民まつりへの支援などを通して地域間の交流を図ります。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
国際理解講座の1講座あたりの参加者数	17人（105人／6講座）	20人

みんなでとりくむまちづくり

- ①国際理解講座などの国際交流事業に参加しましょう。
- ②在住外国人とあいさつをするなど交流に努めましょう。
- ③地域で行われる様々な行事やイベント、ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。



▲小郡市民まつり

## 第10節 男女共同参画社会

### 現状と課題

本市では、平成11年の「男女共同参画社会基本法」の制定を受け、平成13年には「男女共同参画社会推進審議会」を発足させ、平成16年には「小郡市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け取り組んでいます。また、平成20年には「小郡市男女共同参画条例」を施行し、平成21年には「小郡市男女共同参画計画後期計画（平成21年度～平成25年度）」を策定しました。

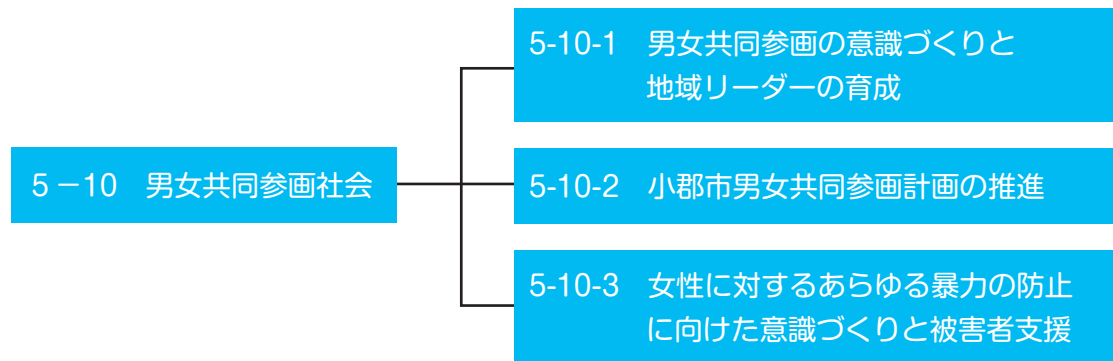
男女共同参画社会の実現は、男女の人権、特に女性の人権の尊重や、少子高齢化の進展などの社会の様々な課題に対応し豊かな社会をつくるためにも重要な課題です。しかし、固定的な性別役割分担意識や社会経済条件の格差が根強く残っているのが現状です。

女性の社会進出の進展により、意識や価値観の多様化が進み、職場や学校、地域など、社会のあらゆる分野で女性の活躍が顕著になる中、社会意識の改革や実践活動の促進、環境や体制の整備を一層進めていくことが求められています。

### 基本目標

男女がお互いに人権と能力を尊重しながら社会的責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、女性が社会参加しやすい環境づくりを進めます。また、女性に対する暴力の根絶に向け、啓発活動を充実させます。

### 施策の体系





主要施策

1. 男女共同参画の意識づくりと地域リーダーの育成

男女共同参画は、あらゆる立場の市民にとって必要であるという意識づくりのために、広報、講演会などによる啓発を行います。また、男女共同参画を理解し、実践につながるように、地域のリーダーとなる人や団体を育成・支援します。さらに、地域活動の方針決定過程に男女がともに参画することができるよう意識づくりに努めます。

2. 小郡市男女共同参画計画の推進

教育、人権、健康、福祉及び労働など、生活のあらゆる分野とあらゆる立場の市民に関わる男女共同参画の課題解決に向けて、市民と協働して、小郡市男女共同参画条例に基づく「小郡市男女共同参画計画」を推進します。

男女がともに市の政策・方針決定の過程に参画するために、審議会などにおける女性委員の割合が小郡市男女共同参画計画で定めた目標値になるよう女性の参画を推進します。

また、男女共同参画の視点に立った行政運営のために職員の意識向上を図ります。

3. 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた意識づくりと被害者支援

ドメスティック・バイオレンス（DV）\*、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント\*、ストーカー行為\*などの暴力は、人権を侵害し、また男女共同参画社会の実現を阻害します。そして多くの場合その被害者は女性です。女性に対するあらゆる暴力を根絶、予防するために広報、講演会などの啓発活動を行います。

ドメスティック・バイオレンス（DV）については、「おごおり女性ホットライン」を継続するとともに、関係する窓口や機関と連携して、被害者支援の充実を図ります。



▲男女共同参画セミナー

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
各行政区における女性区長及び女性自治公民館長の割合	1.6% (2人/128人)	5.0%
審議会等における女性委員の割合	26.4%	36.0%
母子生活支援施設入所措置世帯数	2世帯	0世帯

みんなでとりくむまちづくり

- ①男女共同参画の講演会に参加するなど学習に努め、理念を理解しましょう。
- ②家庭、地域、職場などにおいて、性別による固定的な役割分担を見直して改善しましょう。
- ③家庭、地域、職場などの方針決定の場へ性別に関わりなく参画できるように女性の積極的な参画を促しましょう。
- ④市の政策・方針決定の過程に男女の意見を反映させるため、性別に関わりなく積極的に審議会などへ参画しましょう。

## 第6章

# 新たな小郡市の地域自治体制づくり

## 第1節 市民と行政の協働

### 現状と課題

地方自治体は、地方分権・地域主権の時代を迎え、様々な分野で市民と行政との協働によるまちづくりの必要性が高まっています。このことから、本市においても、まちづくりの担い手としてボランティア育成やNPO活動への支援等の充実が課題となっています。

市民参加の基本となる広報・公聴活動については、広報おごおり、広報おごおり「お知らせ版」を定期的に発行しているほか、「市長への手紙」などで公聴活動を行っており、市ホームページを活用したリアルタイムの情報提供も行っています。

また、市民の知る権利を保障するため、小郡市情報公開条例を平成12年度から施行し、平成21年度までに172件の情報公開請求が出されています。さらに、議会においては、議会報の発行、本会議等の傍聴、会議録の閲覧を行っており、議会ホームページ上でも本会議中継を開設するなど、議会情報を積極的に発信しています。

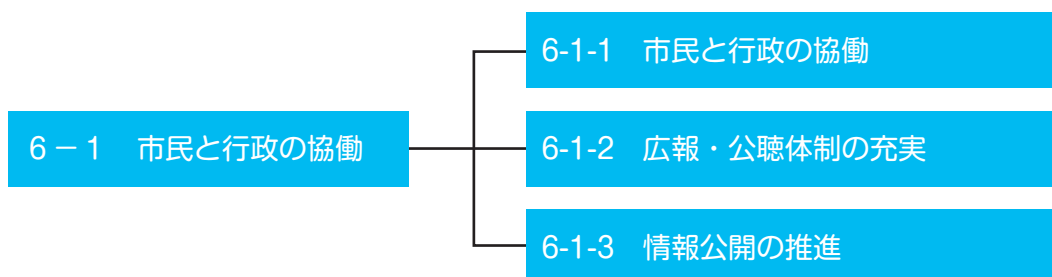
市民の市政への参加については、行政が策定する各種計画への市民委員の公募を進めるとともに、パブリック・コメント<sup>\*</sup>の実施等により、市民の意見聴取に努めています。

今後も、積極的な行政情報の提供とさらなる市民参画の推進により、市民と協働によるまちづくりの実現に向けた取組みを進めていくことが必要です。

### 基本目標

市民、ボランティア、NPO等と行政が、それぞれの役割分担のもと、相互に補完し合いながら、パートナーとして対等・協力の関係で活動することにより、市民との協働によるまちづくりを実現していきます。また、積極的な行政情報の提供と情報の共有化により、市民の参加機会の拡充や意見反映ができる体制づくりに努めます。

### 施策の体系



主要施策

1. 市民と行政の協働

行政主導のまちづくりから脱却し、市民と行政のパートナーシップによる市民との協働のまちづくりを進めていきます。各種計画づくりにあたっては、多様な方法により市民参画を進め、市民の理解と協力を得ながら策定し、実施にあたっては協働での取組みにつなげていきます。また、各種審議会など附属機関への公募委員の積極的な登用やまちづくりに関するワークショップの開催など、市民の意向を施策に反映させる仕組みを充実させていきます。

2. 広報・公聴体制の充実

広報おごおり・広報おごおり「お知らせ版」を定期的に発行し、より広域的な広報活動や円滑な情報提供に努めます。また、ホームページの活用を図り、公聴活動を推進します。

3. 情報公開の推進

市民との協働のまちづくりを推進するため、さらなる行政情報の公開を推進し、市民との情報の共有化を図り、市民の市政への関わりを促進します。また、市民による情報公開室の活用を促進します。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
公募委員を登用した附属機関等の数	4	10
市役所ホームページアクセス数	21,486アクセス/月	25,000アクセス/月

みんなでとりくむまちづくり

- ①市の計画に関心を持ち、自分のこととして捉え、パブリック・コメント\*などを通して、自分の意見を発信していきましょう。
- ②市や議会からの情報には目を通し、まちづくりに関心を持ち、関われることには積極的に関わっていきましょう。
- ③各種審議会などの委員に積極的に応募し、日頃考えていることなどについて議論しましょう。



▲第5次小郡市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ

## 第2節 新たな地域自治

### 現状と課題

中央集権的な時代から地方が主役となる地方分権の時代へ、さらには市民主体の地域主権、コミュニティ分権<sup>\*</sup>へと時代は大きく動いています。

本市には60の行政区があり、様々な地域活動の基本的な単位となっていますが、その構成組織は小さい行政区では24世帯から大きい行政区では1,426世帯（平成22年4月1日現在）と大小さまざまであり、それぞれが問題や課題を抱えています。各行政区では、地域内の清掃活動や祭り、レクリエーション活動などを通して様々な自治活動が行われていますが、一方では、市民の生活範囲の広域化や価値観の多様化、隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下、昔ながらの地域コミュニティの崩壊等により、自治活動を継続していくことが次第に困難な状況になってきています。こうした中、将来にわたって持続可能なまちづくりを考えると、あらためて地域コミュニティを中心とした地域の力を結集し、地域の課題を地域の力で解決していくという「共助」の体制づくりが必要となっています。コミュニティ分権によるまちづくりとは、校区を単位として補完性の原則<sup>\*</sup>に基づく新たな「共助」の体制づくりとして期待されるものです。

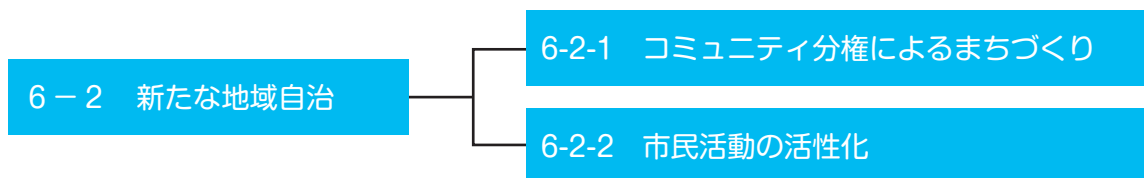
私たちの住んでいる地域社会において、少子高齢化に伴う子育て支援、高齢者の介護、障害者の自立支援の課題など、地域で求められる公共サービスを、市民や行政区、ボランティア、NPOが行政と一緒に、みんなで担い、支え合っていくことが必要になっています。

今後は、地域の実情に応じてコミュニティ分権の実現を目指した検討・協議を行っていくとともに、市民の生活に最も身近なところで、自治機能をあわせ持った地域組織として、コミュニティ協議会（仮称）を設置していくことを具体的に検討していく必要があります。

### 基本目標

市民の生活に最も身近なところで、自治機能をあわせ持った地域組織として校区コミュニティ協議会（仮称）を設置し、地域の助け合い・支え合いによる「共助」の体制づくりを行っていくとともに、コミュニティ分権によるまちづくりにより市民主体の新たな地域自治の実現を目指します。

### 施策の体系



主要施策

1. コミュニティ分権\*によるまちづくり

地方分権の時代に見合った新たな地域自治の確立を図るため、本市が目指すべき地域自治ビジョンである「小郡市コミュニティ分権構想(仮称)」の策定を進めていきます。

地域課題の解決のためには、行政だけでなく、問題が起きている最も身近なところで適切な解決策を検討し、実施することが大切です。そのために、市民の生活に最も身近なところで、自治機能をあわせ持った地域組織として、コミュニティ協議会(仮称)を設置し、その協議会の活動を中心にして新たな市民主体のまちづくりの実現を目指します。

また、現行の行政事務委嘱制度(区長制度)や各種団体補助金等のあり方についても見直しを進めていきます。

2. 市民活動の活性化

協働のまちづくりに関する学習機会の提供を行い、各行政区や校区の地域住民の連帯意識・自治意識の高揚を図るとともに、地域リーダーの育成を図ります。

また、まちづくり支援基金を活用しながら、市民主導の地域自治活動を積極的に支援する制度の創設を検討していきます。

さらに、市民活動の活性化を図るため、NPOやボランティア団体、市民活動グループの支援や育成を図るとともに、市民がボランティア活動などに積極的に参画する仕組みづくりとして、新たなボランティア育成支援制度の整備を推進します。



▲小郡市まちづくり支援自販機

成果指標

指標の内容	基準値(平成21年度実績)	平成27年度目標
地域のコミュニティ協議会(仮称)の設置数	—	4組織
地域活動・市民活動へ参加しているもしくは参加したい人の割合(市民アンケート調査結果より)	66.9%	75.0%
NPO団体数	9団体	12団体



みんなでとりくむまちづくり



- ①身近な課題に対して「自助」、「共助」、「公助」を基本に解決を図るよう努めましょう。
- ②地域におけるまちづくり活動に関わるとともに、ボランティア活動にも積極的に参加しましょう。

## 第3節 健全な行財政運営

### 現状と課題

平成12年の「地方分権一括法<sup>\*</sup>」の施行など、地方分権が進展するなか、「地方が主役のまちづくり」に対応した自立した行財政基盤づくりが求められています。

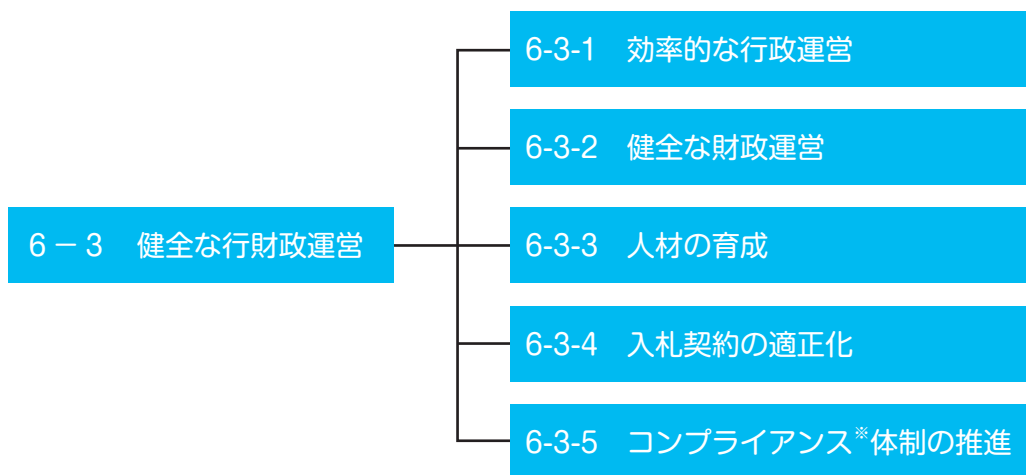
本市では、平成14年に「小郡市行政改革大綱」、平成16年に「財政構造対策緊急計画」、平成18年に「小郡市行政改革大綱集中改革プラン」、平成19年に「小郡市行政改革行動計画」を策定し、不断に行財政改革に取り組み、財政の健全化に努めてきました。今後も市民の理解を得ながら、時代に適合した行財政改革を行う必要があります。また、行政事務の効率化に向けて、進捗を数値データで把握し、さらなる効率化を図るために、現在、行政評価システムの導入中です。

財政見通しについては、市税や各種譲与税、交付金等の歳入環境は引き続き厳しい状況が見込まれており、自主財源確保のために市税の確実な徴収が求められています。一方、歳出は少子高齢化に伴う恒常的な扶助費や特別会計への繰出金の増加など厳しい状況が続くことが予想され、財政健全化に向けた継続的な取り組みが必要です。

### 基本目標

健全な財政基盤を確保し、市民本位のまちづくりが行えるよう、さらに行財政改革を進めていきます。また、職員の意識改革を行い、効率的で透明性の高い行政運営を行います。

### 施策の体系



主要施策

1. 効率的な行政運営

行政組織内の改革とともに民間委託等についても検討を深めていきます。また、行政評価システムの活用などで成果志向型の行政運営を実現するとともに、行政機能や意思決定システムを改革し、効率的な組織を構築します。さらに、さまざまな分野に関わる施策については、プロジェクトチームを作るなど、行政内部の横の連携を図りながら検討を進めます。

2. 健全な財政運営

中長期的な財政計画を構築し、行政評価による事務事業の見直し、施策の重点化による経費の削減に努めます。

また、新規財源の確保、受益者負担の見直しを行い財政の弾力化に努めます。財政健全化法及び公会計改革に則り財政状況の開示を進め、将来にわたり財政の健全化に努めます。

市税滞納者に対しては、引き続き差押えを中心とした滞納整理を行い、収納率の向上と収入未済額の圧縮に努めます。

3. 人材の育成

行政課題別の専門研修の実施や職員の自主研修の制度化などにより、職員の能力向上に向けた機会提供や支援体制の構築に努めるとともに、職員一人ひとりの能力を組織の中で機能化、活性化させることによって、市の総合的な政策実現力の向上を目指します。

また、人事システムの公平性、透明性を確保するため、人事評価制度を活用していきます。

4. 入札契約の適正化

公共工事の入札契約については、公正性や競争性、透明性が確保された入札契約制度となるよう、さらなる充実を図ります。

5. コンプライアンス<sup>\*</sup>体制の推進

市のコンプライアンス体制を推進していくことによって、市民に信頼される市政運営を確保するよう努めます。

また、小郡市コンプライアンス条例に基づき、常に法令を遵守することを基本としながら、市の事務事業における不当要求行為や行政対象暴力等に対して組織的な対応を行うとともに、公平かつ公正な職務の遂行を確保するよう努めます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
行財政運営の簡素化に対する満足度 （市民アンケート調査結果より）	39.7%	50.0%
普通会計地方債現在高	200億円	175億円
市税の収納率（現年分） 収入未済額	98.1% 520百万円	98.5% 498百万円
国保税の収納率（現年分） 収入未済額	92.3% 492百万円	92.7% 480百万円



みんなでとりくむまちづくり



- ①市の財政状況に関心を持ち、行財政改革の進展に注目しましょう。
- ②必要に応じて市民が持つ専門知識や技術を活かし、市をサポートしましょう。
- ③身近なことで、自分自身や地域でできるようなことは、自分たちで行いましょう。

## 第4節 広域行政

### 現状と課題

交通機関の発達により、日常生活圏が拡大し、近隣市町との交流も盛んになり、解決しなければならぬ共通した課題も生まれてきています。

本市は、他市町と一部事務組合を設立し、上水道、ごみ、し尿、消防などの行政課題に広域的に取り組んでいます。

また、これまで国の広域行政推進の仕組みであった「広域行政圏制度」が廃止され、新たに「定住自立圏」が創設されました。本市は、4市2町で構成する久留米広域定住自立圏<sup>\*</sup>として、平成22年3月に中心市（久留米市）と協定を締結し取組みを進めていますが、今後は中心市といかに連携を取りながら持続可能な地域社会を構築していくかが課題です。

久留米市・小郡市・鳥栖市・基山町で構成する筑後川流域クロスロード協議会では、県境を越えた広域的な連携を行っており、圏域全体の発展のためには、さらなる連携強化が求められます。

今後も生活圏の拡大をはじめ、市民ニーズの多様化や地方分権の進展などに対応していくため、広域行政の一層の連携と推進が求められます。

### 基本目標

生活圏の拡大や多様な市民のニーズに対応した、効率的・効果的な行政運営を行うため、近隣市町とさらに連携を深めながら、広域行政を進めていきます。

### 施策の体系





主要施策

1. 広域事務事業の推進

効率的な行政運営のために、広域的な対応が可能な業務については一部事務組合による運営を行います。

2. 広域的連携の強化

地域の活性化や行政事務の効率化を推進するために、久留米広域定住自立圏<sup>\*</sup>を活用し、国の支援制度等も積極的に活かしながら市の活性化と効率的な地域運営に努めていきます。

県境を越えたクロスロード地域の地域特性やポテンシャル、連携の成果を踏まえ、今後の目指すべき地域ビジョンとなるグランドデザインの策定を検討し、地域の一体的な発展と共通する政策課題の解決に努めます。

成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
定住自立圏における連携事業	11事業	15事業

みんなでとりくむまちづくり

- ①広域的なまちづくりについて関心を持ち、ボランティアや意見交換などの場に参加しましょう。
- ②広域での交流を盛んにするため、広域的なグループ活動などに参加しましょう。



▲筑後川流域クロスロード協議会シンポジウム

## 第5節 計画の進行管理

### 現状と課題

本計画は、市民・学生アンケート調査や第5次小郡市総合振興計画策定に係る市民ワークショップ、各種団体へのヒアリングなどを通して、市民の意見を計画に反映させるとともに、市民代表や学識経験者などで構成する「小郡市総合振興計画審議会」で議論を重ねた上で答申を受け、市議会の議決を経て策定しました。

総合振興計画は、市政運営の最上位計画です。市政運営が適切に行われているか、政策・施策・事業を常にチェックし、適切になされていない場合には、その理由を分析するとともに、必要に応じて適宜見直しを行っていく必要があります。

本市では、業務におけるマネジメントサイクル<sup>\*</sup>を構築するために、行政評価システムの導入に着手しており、平成20年度には全職員向けの研修、平成21年度には試行を行ってきました。今後は、本市にふさわしい行政評価システムの構築を行い、第5次総合振興計画に設定している成果指標に基づき、各施策の進捗状況を客観的に評価していく必要があります。

こうした評価は、行政だけの自己完結型のものであってはならず、市民との協働作業で行うことが重要であり、評価結果を広く市民に公表することも今後取り組むべき課題です。

### 基本目標

行政評価システムにより、市民との協働で策定された第5次総合振興計画の進捗状況を随時点検し、その評価結果を公表することで適切な市政運営を目指します。

### 施策の体系

6-5 計画の進行管理

6-5-1 行政評価システムの活用

### 主要施策

#### 1. 行政評価システムの活用

地方分権の進展及び今後も引き続き厳しい行財政運営が想定される中、行政活動を客観的に評価し、その評価結果を行財政運営に反映させるため、本市の実情に即した行政評価システムを構築します。

また、第5次総合振興計画の施策目標や進行管理等を行い、継続的に施策や事務事業の改善、改革に取り組み、成果志向型の行政運営の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たすよう努めます。

### 成果指標

指標の内容	基準値（平成21年度実績）	平成27年度目標
第5次総合振興計画の成果指標の達成率	—	100%

### みんなでとりくむまちづくり

- ①行政に関するさまざまな情報を、広報誌やホームページなどで確認しましょう。
- ②本計画書の「みんなでとりくむまちづくり」に掲げた内容の実行に努めましょう。